

家族支援共済 & 健康応援プログラムののご案内

〈子ども特約付年金払特約付半年払保険料併用特約付新・団体定期保険【生命保険】〉

総合医療サポート

〈短期入院特約付家族特約付医療保障保険(団体型)【生命保険】+医療保険【損害保険】〉

職場復帰(三大疾病)サポート

〈7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニーズ特約付、代理請求特約【Y】付集団扱無配当特定疾病保障定期保険【II型】【生命保険】〉

長期療養支援共済

〈精神障害補償特約付天災補償特約付団体長期障害所得補償保険【損害保険】〉

健康づくりサポート

新規加入・内容変更のお手続き:「Web申込システム」

加入内容確認:「みんなのMYポータル」

※「みんなのMYポータル」から「Web申込システム」へのアクセスが可能です。

未加入のみなさまへ

スマホやPCで制度内容等をご覧になれます。下記URLからログインください！ログイン後は、団体共通IDとパスワードを入力ください。

URL: <https://be4.meijiyasuda.co.jp/>
団体共通ID: a0000084
パスワード: ipja1425

ご加入されているみなさまへ

「配当金のお知らせ」や「ご加入内容のお知らせ」がスマホやPCで確認できます！

パスワード連絡ハガキを確認のうえ、専用WebサイトみんなのMYポータルへログインください！

加入者専用
二次元コード



🌐 新規加入・申込変更等はWebでお手続きください！

パンフレット内に「申込書兼告知書の記入・提出」に関する記載がありますが、「Web申込システムでのお手続き」と読み替えてください。

責任開始期(加入日) 2024年 3月 1日(金) (初回の給与控除は2024年2月からです)

申込締切日 2023年 11月 6日(月)

お問い合わせ先 富士フィルムビジネスエキスパート株式会社(FFBX) 保険サービスセンター
Eメール: bxhoken@fujifilm.com 電話: 03-6300-6745 内線: 8-511-323
受付時間: 土日・祝日を除く 10:00 ~ 15:00

※【契約概要】【注意喚起情報】はP41 ~ P44に記載しています。
ご加入前に必ずご確認のうえ、お申込みください。

富士フィルム共済会

退職後制度一覧

退職後継続加入をご希望の方
(会員さまがご加入いただける退職後制度の一覧個人扱含)

⚠️ 退職後制度の加入にあたってはそれぞれの加入要件がございます

現職中		退職後			
制度名	団体扱	個人扱	対象者	特長	
家族支援共済	●	●	本人 配偶者 子ども ※22歳まで	① 家族支援共済 (継続最高(可能)保険年齢)65歳 (満了時保険年齢66歳※1)	現職と同じ掛金体系・ 同じ保障内容
			本人 配偶者	② 退職後家族支援共済 (継続最高(可能)保険年齢)79歳(満了時保険年齢80歳※2)	
総合医療サポート (生保分)	●	●	本人 配偶者 子ども ※22歳まで	③ 総合医療サポート (継続最高(可能)保険年齢)65歳 (満了時保険年齢66歳※1)	現職と同じ掛金体系・ 同じ保障内容
			本人 配偶者	④ 退職後総合医療サポート (継続最高(可能)保険年齢)79歳(満了時保険年齢80歳※2)	
総合医療サポート (損保分)				継続できません	
長期療養支援共済				継続できません	
健康づくりサポート	●		本人	⑤ 健康づくりサポート	①③⑥のいずれかを 継続の場合、継続可能
職場復帰 (三大疾病)サポート	●	●	本人 配偶者	⑥ 職場復帰(三大疾病)サポート (継続最高(可能)保険年齢)65歳(満了時保険年齢66歳※1)	1年更新
			本人 配偶者	⑦ 退職後三大疾病サポート (継続最高(可能)保険年齢)79歳(満了時保険年齢80歳※2)	80歳満期

加入要件

- ②の退職後家族支援共済は退職日直前まで現職制度に継続して2年以上加入している方
 - ④退職後総合医療サポート・⑦退職後三大疾病サポートについては退職日直前まで現職制度を継続している方
 - それぞれの退職後制度加入保険金額には要件があります
 - 退職後制度の詳細についてはご対象者にあらためてパンフレット等ご案内書類を送付します。
 - 記載の保険商品について、今後の環境変化等により取扱内容(販売休止を含む)を変更させていただく可能性があります。
 - ※1 ①家族支援共済、③総合医療サポート、⑥職場復帰(三大疾病)サポートの保険期間満了日は、ご加入者(被保険者)が更新日時点で加入資格を満たす直後の更新日の前日までです。
 - ※2 ②退職後家族支援共済、④退職後総合医療サポート、⑦退職後三大疾病サポートの保険期間満了日は、ご加入者(被保険者)が保険期間中に満期年齢(保険年齢)をむかえられた日の前日までです。更新日時点で満期年齢(保険年齢)に達している場合は継続加入できませんのでご注意ください。
- 詳細は下記までお問い合わせください

現職中にご加入いただいている制度で団体扱・個人扱のいずれかを選択いただけます。

例

家族支援共済ご加入の場合

①②の中から選択

※①は②と一緒に加入することはできません。

保険金等のご請求について

保険金等のご請求については下記までご連絡ください。

富士フィルムビジネスエキスパート株式会社 保険サービスセンター
Eメール: bxhoken@fujifilm.com 電話: 03-6300-6745 内線: 8-511-323
【受付時間: 土日・祝日を除く 10:00 ~ 15:00】

家族支援共済 & 健康応援プログラム

を、ご紹介します!

“家族支援共済”ってこんな制度です!!

POINT 1
お手頃な
掛金



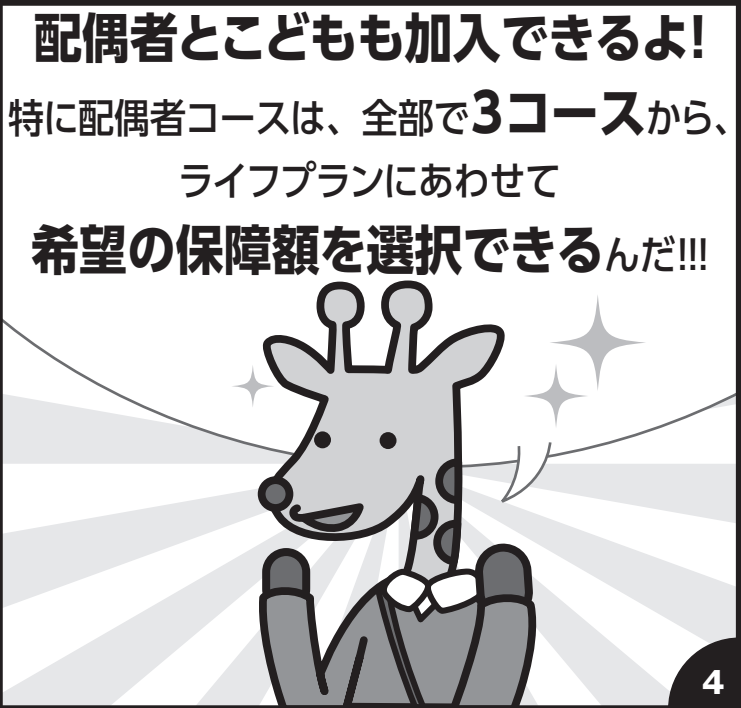
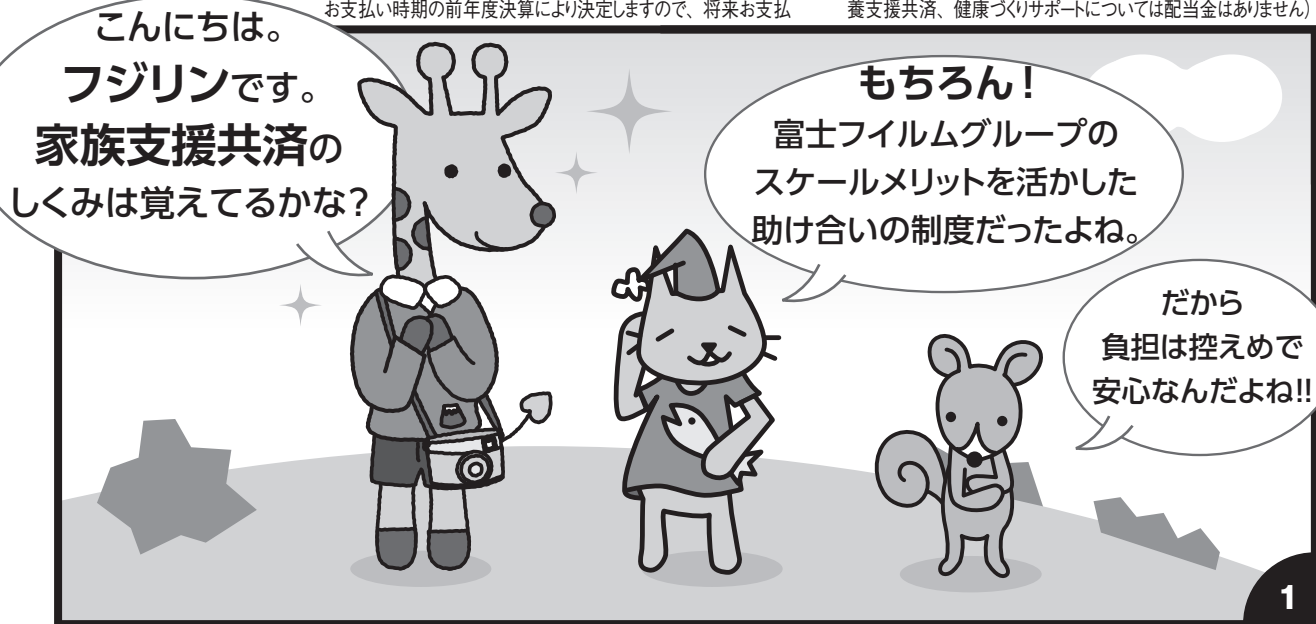
POINT 2
剰余金が生じた場合
配当金還付※



POINT 3
毎年1回
加入内容を見直せる



※家族支援共済は1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金としてお支払いする仕組みとなっています。配当率はお支払い時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。(但し、総合医療サポート(損保分)、職場復帰(三大疾病)サポート、長期療養支援共済、健康づくりサポートについては配当金はありません)



3つのコースの中から選べるよ! ぜひ検討してみよう!

本人		配偶者 死亡・高度障害保険金(年金原資)
ボーナス併用コース	選択 でき ます	800万円
年金コース		500万円
一時金コース		280万円

本人はボーナス併用コース・年金コース・一時金コースの3コースの中から選択できます。配偶者は、本人の年金原資を上回らない範囲で800万円コース・500万円コース・280万円コースの3コースから選択できます。

「こどもコース」

	年齢	死亡・高度障害保険金	月額掛金
こども	3~22歳	400万円	280円 年齢・性別に関わらず一律
		258万円	181円 年齢・性別に関わらず一律

●年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。(例)保険年齢40歳=2024年3月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。

5

※2 退職後も続けられるのはうれしいよね!

※1 もしもの場合に備えられるから安心だね。

6

※1 死亡・高度障害

※2 総合医療サポート(損保分)・長期療養支援共済は退職後は継続できません。詳しくは裏表紙の退職後制度一覧をご覧ください。

家族支援共済 & 健康応援プログラム

ご加入資格一覧

告知内容に関するお問い合わせ先

0120-661-320

受付時間 平日(土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く)9:00~17:00

- ① 制度内容
- ② ご加入にあたって
- ③ 契約概要と注意喚起情報

※新規加入や現在加入の制度を増額される場合は下記の加入資格および告知内容をご確認ください。一旦加入すれば以後の更新時に病気であっても前年度と同じ保険金額、入院給付金・保険金日額以内で継続できます。

	加入対象	加入資格	加入の留意事項	告知内容	詳細ページ	
家族支援共済	本人	富士フィルム共済会の会員で告知内容に該当し、2024年3月1日現在満17歳6カ月を超え、満65歳6カ月までの方	<ul style="list-style-type: none"> ● 配偶者・子どもだけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。 ● 配偶者・子どもの保険金額は本人と同額以下としてください。 ● 本人について定められた死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合、配偶者・子どもは同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者・子どもは同時に脱退となります。 ● 一時金コースと年金コース、ボーナス併用コースを重複して加入することはできません。いずれか一つのコースをお選びください。 ● 子どもを加入させるときは、加入資格のある子どもは全員同額にて加入となります。 	<p>本人</p> <p>【現在の就業状態】 申込日(告知日)現在、病気やけがで休職・休業中ではなく、かつ、病気により就業を制限されていません。 (注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。</p> <p>配偶者・子ども</p> <p>【現在の健康状態】 申込日(告知日)現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。 (注)①「治療」には、指示・指導を含みます。 ②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。</p>	<p>【過去12ヵ月以内の健康状態】 申込日(告知日)より起算して過去12ヵ月以内に、別表記載の病気により連続して14日以上入院をしたことはありません。 (別表)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病</p> </div> <p>※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金をお支払いできない場合があります。</p>	<p>家族支援共済</p> <p>①P 7~14 ②P25~26 ③P41~42</p>
	配偶者	本人の配偶者で告知内容に該当し、2024年3月1日現在満17歳6カ月以上、満65歳6カ月までの方				
	子ども	本人が扶養する子(健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち、子に関する規定を準用します)で告知内容に該当し、2024年3月1日現在満2歳6カ月を超え、満22歳6カ月までの方				
健康応援プログラム	本人	富士フィルム共済会の会員で、告知内容に該当し、2024年3月1日現在満15歳6カ月を超え、満65歳6カ月までの方	<ul style="list-style-type: none"> ● 配偶者、子ども、親だけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。 ● 子どもについては、本人が加入している公的医療保険制度の被扶養者で本人と同一戸籍に記載されている方に限ります。 ● 配偶者、子どもの加入金額は、本人の加入金額と同額以下にしてください。 ● 本人が脱退した場合には、配偶者、子ども、親は同時に脱退となります。 ● 子どもを加入させるときは、加入資格のある子どもは全員同額にて加入となります。 ● 本人について、通算支払日数制限である700日に到達した場合は脱退となり、配偶者・子ども・親についても同時に脱退となります。 ● 基本にご加入の場合、オプションとして、「女性特約」「親介護特約」にご加入いただけます。オプションのみの加入はできません。 	<p>本人</p> <p>【現在の就業状態】 申込日(告知日)現在、病気やけがで休職・休業中ではなく、かつ、病気により就業を制限されていません。 (注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。</p> <p>配偶者・子ども</p> <p>【現在の健康状態】 申込日(告知日)現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。 (注)①「治療」には、指示・指導を含みます。 ②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。</p> <p>本人・配偶者・子ども共通</p> <p>【過去3ヵ月以内の健康状態】 申込日(告知日)より起算して過去3ヵ月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査(再検査・精密検査を含みます)・入院・手術をすすめられていません。 (注)検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。</p> <p>【過去2年以内の健康状態】 申込日(告知日)より起算して過去2年以内に、医師による診察・検査・治療を受けた期間または薬の処方期間が、14日以上要した病気にかかったことはありません。 (注)①同一の病気で転院・転科している場合は通算します。 ②「医師による診察・検査・治療を受けた期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。</p>	<p>③ 診察・検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。 ④ 「治療」には、指示・指導を含みます。</p> <p>※告知していただいた内容が事実と相違していた場合保険金・給付金をお支払いできない場合があります。</p> <p>親介護保険金部分</p> <p>本人・配偶者の親</p> <p>【現在の健康状態】 申込日(告知日)現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。 (注)①「治療」には、指示・指導を含みます。 ②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。</p> <p>【過去5年以内の健康状態】 申込日(告知日)より起算して過去5年以内に、下記の項目で、医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことはありません。 (注)「治療」には、指示・指導を含みます。 (別表)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>心筋こうそく、脳卒中(脳出血、脳こうそく、くも膜下出血)、認知症、アルツハイマー病、パーキンソン病、脊髄小脳変性症、筋萎縮性側索硬化症、知的障害、精神病、統合失調症</p> </div> <p>申込日(告知日)より起算して過去5年以内に高血圧を原因とする入院をしたことはありません。</p> <p>【現在までの健康状態】 公的介護保険の要介護・要支援の認定を受けたこと、または認定の申請をしたことはありません。</p>	<p>総合医療サポート</p> <p>①P15~18 ②P27~33 P39 ③P41~44</p>
	配偶者	本人の配偶者で告知内容に該当し、2024年3月1日現在満18歳以上、満65歳6カ月までの方。ただし、2022年4月1日時点で満16歳以上満18歳未満の女性の方は配偶者として加入することができます。				
	子ども	本人の子どもで告知内容に該当し、2024年3月1日現在、満0歳から満22歳6カ月までの方。生保分のみ加入となります。		富士フィルム共済会の会員およびその配偶者、子ども、親以外の方はご加入いただけませんのでご注意ください。		
	親	本人および配偶者の戸籍上の実父母(養父母を除く)で、告知内容に該当し、年齢が満60歳6カ月を超え満85歳6カ月まで(2024年3月1日現在)の方です。ただし、親のみのお申込みはできません。本人の親は本人(損保分)とセットで、配偶者の親は配偶者(損保分)とセットでご加入ください。				

職場復帰(三大疾病)サポート

健康づくりサポート

長期療養支援共済

加入対象

加入資格

加入の留意事項

告知内容

詳細ページ



富士フィルム共済会の会員で告知内容に該当し、2024年3月1日現在満17歳6カ月を超え、満65歳6カ月までの方



本人の配偶者で告知内容に該当し、2024年3月1日現在満17歳6カ月以上、満65歳6カ月までの方(配偶者だけの加入はできません)



富士フィルム共済会の会員本人で、告知内容に該当し、2024年3月1日現在満17歳6カ月を超え満59歳6カ月までの方



富士フィルム共済会の会員で富士フィルム共済会と明治安田生命保険相互会社の合意した範囲に該当する方が有します。

- 本人と配偶者が加入できません。配偶者だけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。**
 - <<リビング・ニーズ特約>>余命6カ月以内と判断されるとき、主契約の死亡保険金の前払請求ができます。
 - 本人が脱退した場合には、配偶者は同時に脱退となります。本人の保険金が支払われ、主契約または特約から脱退となった場合にも、配偶者は本人と同様に脱退となります。
- ただし、保険金によって本人が主契約または特約から脱退となった場合でも、本人が引き続き富士フィルム共済会の会員である場合に限り、配偶者は継続加入となります。

- 本人のみの加入です。**
- 病気やケガで働けない限り最長60歳(55歳～59歳の方は3年(所定の精神障害による就業障害の場合は5年、55歳～59歳の方は3年)が限度)までロングに補償。

本人
【現在の就業状態】
 申込日(告知日)現在、病気やけがで休職・休業中ではなく、かつ、病気により就業を制限されていません。
 (注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。

配偶者
【現在の健康状態】
 申込日(告知日)現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。
 (注)①「治療」には、指示・指導を含みます。
 ②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。

本人・配偶者共通
【過去3カ月以内の健康状態】
 申込日(告知日)より起算して過去3カ月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査(再検査・精密検査を含みます)・入院・手術をすすめられていません。
 (注)検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。

【過去5年以内の健康状態】
 申込日(告知日)より起算して過去5年以内に、腫瘍、ポリープまたは別表記載の病気により、連続して7日以上入院をしたことはありません。
 (別表)

がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病

【現在の就業状態】
 申込日(告知日)現在、病気やケガで休職・休業中ではなく、かつ、病気により就業を制限されていません。
 (注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。

【過去3カ月以内の健康状態】
 申込日(告知日)より起算して過去3カ月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査(再検査・精密検査を含みます)・入院・手術をすすめられていません。
 (注)検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。

(がん・上皮内新生物保障特約について)
 当特約を新規付加するまたは当特約が付加された主契約保険金を増額する場合は、**上記の告知に併せて、以下の【現在までの健康状態】**をご確認ください。
【現在までの健康状態】
 申込日(告知日)現在までに、悪性新生物(がん・肉腫・悪性リンパ腫・白血病を含みます)または上皮内新生物(上皮内がん)と診断されたことはありません。

- ※引受会社と既に別の保険契約がある場合、その保険金額、保険種類等によっては、お申込後、ご加入をお断りする場合があります。
- ※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金をお支払いできない場合があります。
- ※過去に特定疾病保険金または高度障害保険金のお支払いを受けられた場合、告知内容に該当しても再加入はできません。
- ※過去に7大疾病保険金のお支払いを受けられた場合、告知内容に該当しても7大疾病保障特約の再度付加はできません。
- ※**加入日(*)よりも前に「悪性新生物(がん)」と診断確定されていた場合**には、加入日(*)以降に新たに「悪性新生物(がん)」と診断確定されても、特定疾病保険金(7大疾病保障特約およびがん・上皮内新生物保障特約が付加されている場合は、その保険金を含む)のお支払いの対象になりません。
- (*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

【過去2年以内の健康状態】
 申込日(告知日)より起算して過去2年以内に、医師による診察・検査・治療を受けた期間または薬の処方期間が、14日以上要した病気にかかったことはありません。
 (注)①同一の病気で転院・転科している場合は通算します。
 ②「医師による診察・検査・治療を受けた期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。
 ③診察・検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。
 ④「治療」には、指示・指導を含みます。
 ※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金をお支払いできない場合があります。
 富士フィルム共済会の会員以外の方はご加入いただけませんのでご注意ください。



①P19~21
 ②P34~36
 ③P41~42



①P22~23
 ②P37~39
 ③P43~44



①P24
 ②P24
 ③P24

家族支援共済

〈こども特約付年金払特約付半年払保険料併用特約付新・団体定期保険【生命保険】〉

意向確認【ご加入前のご確認】

家族支援共済は、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。

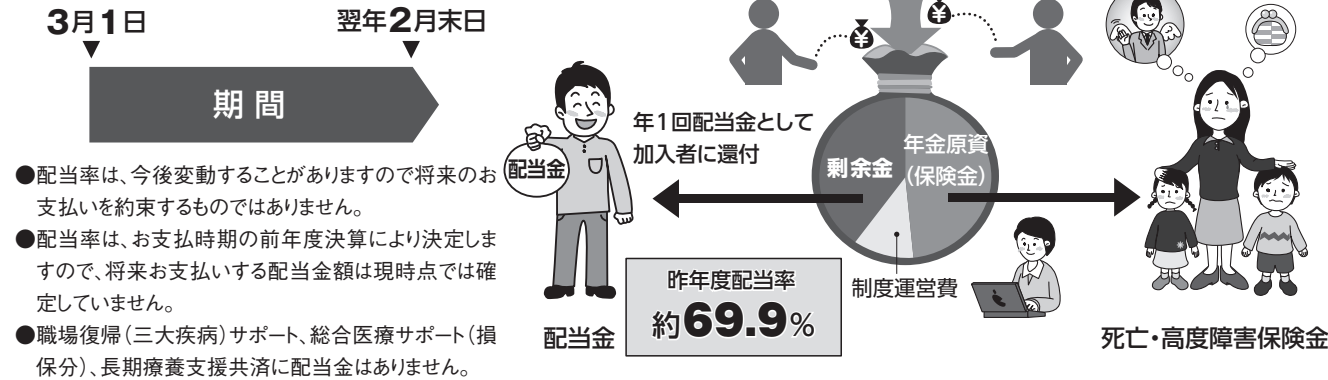
ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

- 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金を一時金または年金としてお支払いします

■制度の仕組み

富士フィルム共済会員同士で助け合うしくみなんです！

この保険は1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しの仕組みになっています。



万一(死亡)の場合は…

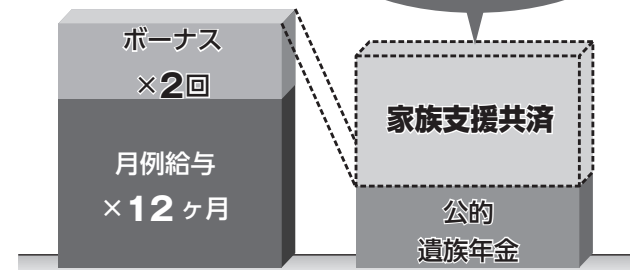
残されたご家族には大きな不安が…

経済的不安を…

「家族支援共済」があれば…

精神的不安を…

公的遺族年金の不足分を一定期間、安定して補います!!



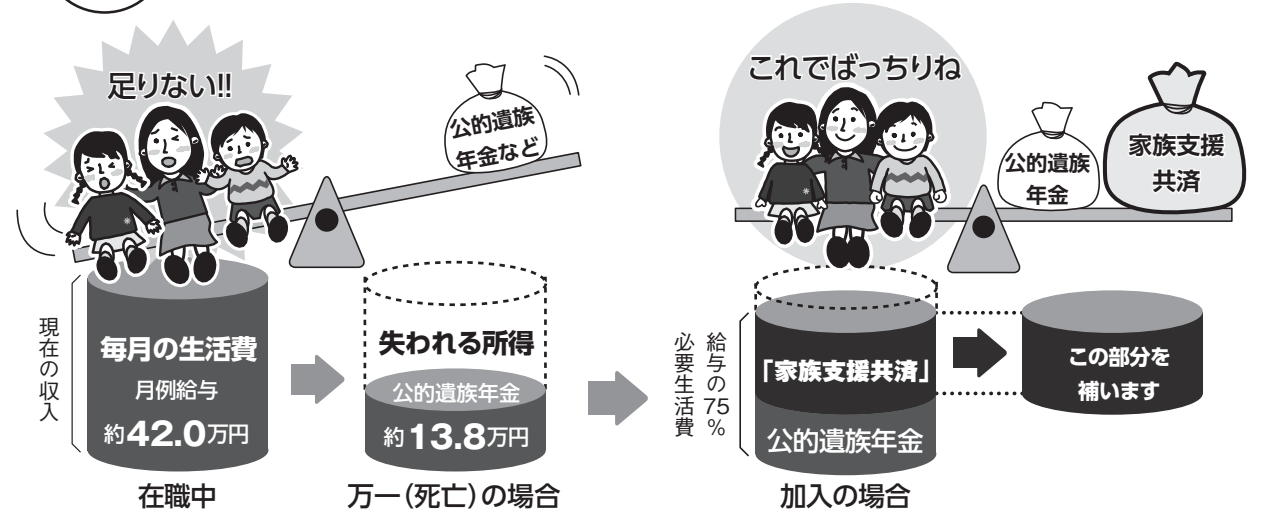
- ライフガイドを提供します
残されたご家族の当面の不安である年金・税金関係を中心にイラスト入りでわかりやすくガイドする手引書です。
- 家計収支推移表を提供します
ご家族のライフステージにおいて発生する諸費用(生活費用・教育費用等)および収入(遺族厚生年金・「家族支援共済」)のモデルを一覧表にしてご提供します。

その後も様々な相談を受けることができます(MY生活応援ネット)

- 24時間健康・医療相談
顧問医や看護師、保健師、管理栄養士などのヘルスアドバイザーが責任をもってご回答します(フリーダイヤル)。
- メンタルヘルス相談
電話相談(フリーダイヤル)
臨床心理士が電話にてカウンセリングを行います。
- FP相談
相談やライフプランについてFP技能士・CFP資格取得者がご遺族の疑問・相談に回答いたします。
本サービスは資料作成時点のものを記載しており、本サービスの諸条件・運用規則や内容等は今後変更される可能性があります。

35歳の共済会員(配偶者+こども1人)がB1コースにご加入していた場合

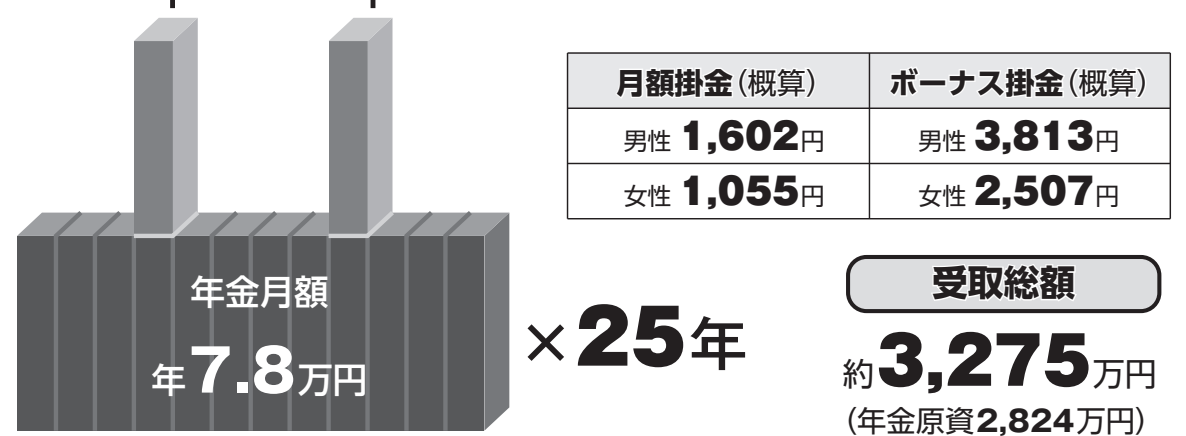
例えば 必要生活費 給与の75% - 公的遺族年金 = 生活費不足額



※上記は「令和3年度 厚生労働省賃金構造基本統計調査(産業計・企業規模計・男性)」を基に当社が算出しています。

※公的遺族年金額は実際の受取額は所得額や家族構成等により異なります。

ボーナス給付 約18.4万円(年2回)



※記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

保障内容と月額掛金



※配偶者・子どもだけの加入はできません。
本人とセットでご加入ください。

ボーナス併用コース

保険金をボーナス時にも支払い、現在の生活のリズムを守りながら、公的遺族年金の補完を目的とします

加入対象区分	死亡・高度障害のとき									
	年齢	受取期間	月額給付	ボーナス給付	受取総額	死亡・高度障害年金原資(死亡・高度障害保険金)	月額掛金(概算)		ボーナス掛金(概算)	
							男性	女性	男性	女性
A1コース	18~35歳	25年	約7.7万円	約18.5万円	約3,248万円	2,800万円	1,580円	1,040円	3,832円	2,520円
	36~40	20	9.4	22.6	3,175		2,000	1,720	4,848	4,168
	41~45	15	12.2	29.4	3,095		2,700	2,060	6,544	4,992
	46~50	10	17.9	43.1	3,021		3,940	3,000	9,552	7,272
	51~55	7	29.1	38.0	2,979		6,923	4,853	9,120	6,395
	56~60	5	40.3	52.6	2,949		10,534	6,440	13,875	8,485
	61~65	5	40.3	52.6	2,949		16,468	8,740	21,695	11,515
B1コース	18~35歳	25年	約7.8万円	約18.4万円	約3,275万円	2,824万円	1,602円	1,055円	3,813円	2,507円
	36~40	20	7.9	18.6	2,653	2,340	1,681	1,446	3,994	3,433
	41~45	15	8.0	18.9	2,011	1,820	1,764	1,346	4,196	3,201
	46~50	10	8.1	19.1	1,355	1,256	1,777	1,353	4,227	3,218
	51~55	7	8.1	19.3	957	900	1,944	1,363	4,633	3,249
	56~60	5	8.2	19.3	686	652	2,143	1,310	5,106	3,122
	61~65	5	8.2	19.3	686	652	3,351	1,778	7,984	4,238
C1コース	18~35歳	25年	約5.5万円	約13.8万円	約2,353万円	2,029万円	1,131円	745円	2,860円	1,881円
	36~40	20	5.6	14.0	1,907	1,682	1,187	1,021	3,000	2,579
	41~45	15	5.6	14.1	1,444	1,307	1,245	950	3,149	2,402
	46~50	10	5.7	14.3	974	903	1,255	956	3,176	2,418
	51~55	7	5.7	14.4	687	646	1,373	962	3,466	2,430
	56~60	5	5.8	14.5	493	469	1,516	927	3,830	2,342
	61~65	5	5.8	14.5	493	469	2,370	1,258	5,988	3,178
D1コース	18~35歳	25年	約2.7万円	約9.2万円	約1,291万円	1,114万円	566円	372円	1,906円	1,254円
	36~40	20	2.8	9.3	1,047	924	594	511	2,000	1,719
	41~45	15	2.8	9.4	793	718	622	475	2,102	1,604
	46~50	10	2.8	9.5	535	496	628	479	2,113	1,609
	51~55	7	2.8	9.6	377	355	686	481	2,316	1,624
	56~60	5	2.9	9.6	270	258	760	465	2,553	1,561
	61~65	5	2.9	9.6	270	258	1,189	631	3,992	2,119

●D1コース56～60歳、61～65歳に加入の場合、配偶者は加入できません。

配偶者・子どもの保障内容と月額掛金はP12をご覧ください

保険年齢早見表

年齢(歳)	生年月日	年齢(歳)	生年月日	年齢(歳)	生年月日	年齢(歳)	生年月日
18~30	H5.9.2~H18.9.1	36~40	S58.9.2~S63.9.1	46~50	S48.9.2~S53.9.1	56~60	S38.9.2~S43.9.1
31~35	S63.9.2~H5.9.1	41~45	S53.9.2~S58.9.1	51~55	S43.9.2~S48.9.1	61~65	S33.9.2~S38.9.1

保障内容と月額掛金



※配偶者・子どもだけの加入はできません。
本人とセットでご加入ください。

年金コース

保険金を年金形式でお支払いし、公的遺族年金の補完を目的とします

加入対象区分	死亡・高度障害のとき						
	年齢	受取期間	月額給付	受取総額	死亡・高度障害年金原資(死亡・高度障害保険金)	月額掛金(概算)	
						男性	女性
Lコース	18~30歳	20年	約9.3万円	約2,245万円	1,980万円	1,564円	1,030円
	31~35	25	9.2	2,760	2,380	1,880	1,238
	36~40	20	9.3	2,245	1,980	1,980	1,703
	41~45	15	9.4	1,702	1,540	2,079	1,586
	46~50	10	9.6	1,154	1,070	2,108	1,605
	51~55	7	9.6	808	760	2,288	1,604
	56~60	5	9.7	584	555	2,542	1,554
61~65	5	9.7	584	555	3,974	2,109	
Mコース	18~30歳	20年	約6.5万円	約1,576万円	1,390万円	1,098円	723円
	31~35	25	6.4	1,937	1,670	1,319	868
	36~40	20	6.5	1,576	1,390	1,390	1,195
	41~45	15	6.6	1,194	1,080	1,458	1,112
	46~50	10	6.7	809	750	1,478	1,125
	51~55	7	6.7	569	535	1,610	1,129
	56~60	5	6.8	410	390	1,786	1,092
61~65	5	6.8	410	390	2,792	1,482	
Sコース	18~30歳	20年	約4.6万円	約1,122万円	990万円	782円	515円
	31~35	25	4.6	1,392	1,200	948	624
	36~40	20	4.6	1,122	990	990	851
	41~45	15	4.7	851	770	1,040	793
	46~50	10	4.8	582	540	1,064	810
	51~55	7	4.8	404	380	1,144	802
	56~60	5	4.9	295	280	1,282	784
61~65	5	4.9	295	280	2,005	1,064	

配偶者・子どもの保障内容と月額掛金はP12をご覧ください

保険年齢早見表

年齢(歳)	生年月日	年齢(歳)	生年月日	年齢(歳)	生年月日	年齢(歳)	生年月日
18~30	H5.9.2~H18.9.1	36~40	S58.9.2~S63.9.1	46~50	S48.9.2~S53.9.1	56~60	S38.9.2~S43.9.1
31~35	S63.9.2~H5.9.1	41~45	S53.9.2~S58.9.1	51~55	S43.9.2~S48.9.1	61~65	S33.9.2~S38.9.1

ご注意! ※ボーナス併用コースと年金コースと一時金コースの中から、いずれか一つのコースをお選びください。

一時金コース 保険金を一時金でお支払いし、主に生活復興資金の準備を目的とします

加入対象区分	死亡・高度障害のとき			
	年齢	死亡・高度障害年金原資 (死亡・高度障害保険金)	月額掛金(概算)	
W コース (2,500万円)	18~35 歳	2,500 万円	男性	女性
	36~40		1,975 円	1,300 円
	41~45		2,500 円	2,150 円
	46~50		3,375 円	2,575 円
	51~55		4,925 円	3,750 円
	56~60		7,525 円	5,275 円
	61~65		11,450 円	7,000 円
X コース (2,000万円)	18~35 歳	2,000 万円	男性	女性
	36~40		1,580 円	1,040 円
	41~45		2,000 円	1,720 円
	46~50		2,700 円	2,060 円
	51~55		3,940 円	3,000 円
	56~60		6,020 円	4,220 円
	61~65		9,160 円	5,600 円
Y コース (1,500万円)	18~35 歳	1,500 万円	男性	女性
	36~40		1,185 円	780 円
	41~45		1,500 円	1,290 円
	46~50		2,025 円	1,545 円
	51~55		2,955 円	2,250 円
	56~60		4,515 円	3,165 円
	61~65		6,870 円	4,200 円
Z コース (1,000万円)	18~35 歳	1,000 万円	男性	女性
	36~40		790 円	520 円
	41~45		1,000 円	860 円
	46~50		1,350 円	1,030 円
	51~55		1,970 円	1,500 円
	56~60		3,010 円	2,110 円
	61~65		4,580 円	2,800 円

- 記載の掛金は概算掛金であって正規掛金は申込締切後3カ月以内に算出し概算掛金と異なった場合は初回に遡って精算致します。
- 記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。
- この制度は年齢の枠によって保険金(年金原資)額および受取期間が自動的に増減します。
- 死亡保険金の受取人は、被保険者が本人および配偶者の場合は被保険者が指定した方です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。
- 年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。(例)保険年齢40歳=2024年3月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。

- この制度は年齢により保険金額が自動的に増減することがあります。本人の保険金額が配偶者・子どもの保険金額未満となった場合は自動的に配偶者・子どもを本人の保険金額以下に減額、または脱退とさせていただきます。
- 本人について定められた死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合、配偶者・子どもは同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者・子どもは同時に脱退となります。
- 半年単位の契約応当日から、次のボーナス払掛金が払い込まれる前に、死亡・高度障害保険金の支払事由が生じた場合には、そのボーナス払の掛金が払い込まれたときに限り、月払保険部分および半年払保険部分の保険金をお支払いします。
- 半年払保険部分(ボーナス給付)のみの加入はできません。配偶者および子ども特約の掛金は月払のみです。
- 配偶者・子どもはボーナス併用コース設定がありません。
- ◎家族支援共済の年金支払いは、共済会の遺族給付(最長5年間)終了後の受取開始で設計していますので、事情により受取を前倒しする場合は年金月額が減少いたします。

お支払いに関する重要事項について詳細が記載されています。必ずご確認ください。

保障内容と月額掛金

本人 配偶者 子ども

※配偶者・子どもだけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。

ボーナス併用コース・年金コース・一時金コース 共通

加入対象区分	死亡・高度障害のとき			
	年齢	死亡・高度障害年金原資 (死亡・高度障害保険金)	月額掛金(概算)	
配偶者 コース (800万円コース)	18~35 歳	800 万円	男性	女性
	36~40		632 円	416 円
	41~45		800 円	688 円
	46~50		1,080 円	824 円
	51~55		1,576 円	1,200 円
	56~60		2,408 円	1,688 円
	61~65		3,664 円	2,240 円
配偶者 コース (500万円コース)	18~35 歳	500 万円	男性	女性
	36~40		395 円	260 円
	41~45		500 円	430 円
	46~50		675 円	515 円
	51~55		985 円	750 円
	56~60		1,505 円	1,055 円
	61~65		2,290 円	1,400 円
配偶者 コース (280万円コース)	18~35 歳	280 万円	男性	女性
	36~40		221 円	146 円
	41~45		280 円	241 円
	46~50		378 円	288 円
	51~55		552 円	420 円
	56~60		843 円	591 円
	61~65		1,282 円	784 円
子ども コース (400万円コース)	3~22 歳	400 万円	月額掛金 年齢性別に関わらず一律	
			280 円	
子ども コース (258万円コース)	3~22 歳	258 万円	月額掛金 年齢性別に関わらず一律	
			181 円	

保険年齢早見表

年齢(歳)	生年月日	年齢(歳)	生年月日	年齢(歳)	生年月日	年齢(歳)	生年月日
18~30	H5.9.2~H18.9.1	36~40	S58.9.2~S63.9.1	46~50	S48.9.2~S53.9.1	56~60	S38.9.2~S43.9.1
31~35	S63.9.2~ H5.9.1	41~45	S53.9.2~S58.9.1	51~55	S43.9.2~S48.9.1	61~65	S33.9.2~S38.9.1

- ※配偶者・子どもの加入保障額は本人の年金原資以下であればどのコースでも申込み可能です。
- ※配偶者の保険金は年金で受け取ることも可能です。子どもの保険金は一時金での受け取りです。
- ※本人が56歳以上でD1コースに加入の場合、配偶者コースのお申し込みができません。
- ※本人の保険金額が配偶者・子どもの保険金額未満となった場合は自動的に配偶者・子どもを本人の保険金額以下に減額、または脱退とさせていただきます。
- ※子どもを加入させるときは、加入資格のある子どもは全員同額にて加入となります。



お申込できないコース・年齢について

※配偶者、子どもが加入する場合は、本人の保険金額(年金原資)以下となります。

本人が**ボーナス併用コース**の場合

コース	本人		配偶者			子ども	
	保険年齢	死亡・高度障害年金原資(死亡・高度障害保険金) 万円	800万円	500万円	280万円	400万円	258万円
A1	18~35歳	\$63.9.2~H18.9.1	全コース加入できます	全コース加入できます	全コース加入できます	全コース加入できます	全コース加入できます
	36~40	\$58.9.2~\$63.9.1					
	41~45	\$53.9.2~\$58.9.1					
	46~50	\$48.9.2~\$53.9.1					
	51~55	\$43.9.2~\$48.9.1					
	56~60	\$38.9.2~\$43.9.1					
	61~65	\$33.9.2~\$38.9.1					
B1	18~35歳	\$63.9.2~H18.9.1	加入できます	加入できます	加入できます	加入できます	全コース加入できます
	36~40	\$58.9.2~\$63.9.1					
	41~45	\$53.9.2~\$58.9.1					
	46~50	\$48.9.2~\$53.9.1					
	51~55	\$43.9.2~\$48.9.1					
	56~60	\$38.9.2~\$43.9.1					
	61~65	\$33.9.2~\$38.9.1					
C1	18~35歳	\$63.9.2~H18.9.1	加入できます	加入できます	加入できます	加入できます	全コース加入できます
	36~40	\$58.9.2~\$63.9.1					
	41~45	\$53.9.2~\$58.9.1					
	46~50	\$48.9.2~\$53.9.1					
	51~55	\$43.9.2~\$48.9.1					
	56~60	\$38.9.2~\$43.9.1					
	61~65	\$33.9.2~\$38.9.1					
D1	18~35歳	\$63.9.2~H18.9.1	加入できます	加入できません	加入できません	加入できません	加入できません
	36~40	\$58.9.2~\$63.9.1					
	41~45	\$53.9.2~\$58.9.1					
	46~50	\$48.9.2~\$53.9.1					
	51~55	\$43.9.2~\$48.9.1					
	56~60	\$38.9.2~\$43.9.1					
	61~65	\$33.9.2~\$38.9.1					

⚠ 配偶者、子どもの加入コースの **網かけ部分** については、本人の年金原資を上回っているためお申し込みができないコースです

お申込できないコース・年齢について

※配偶者、子どもが加入する場合は、本人の保険金額(年金原資)以下となります。

本人が**年金コース**の場合

コース	本人		配偶者			子ども	
	保険年齢	死亡・高度障害年金原資(死亡・高度障害保険金) 万円	800万円	500万円	280万円	400万円	258万円
L	18~30歳	H5.9.2~H18.9.1	加入できません	加入できません	加入できません	加入できません	全コース加入できます
	31~35	\$63.9.2~H5.9.1					
	36~40	\$58.9.2~\$63.9.1					
	41~45	\$53.9.2~\$58.9.1					
	46~50	\$48.9.2~\$53.9.1					
	51~55	\$43.9.2~\$48.9.1					
	56~60	\$38.9.2~\$43.9.1					
61~65	\$33.9.2~\$38.9.1						
M	18~30歳	H5.9.2~H18.9.1	加入できません	加入できません	加入できません	加入できません	加入できません
	31~35	\$63.9.2~H5.9.1					
	36~40	\$58.9.2~\$63.9.1					
	41~45	\$53.9.2~\$58.9.1					
	46~50	\$48.9.2~\$53.9.1					
	51~55	\$43.9.2~\$48.9.1					
	56~60	\$38.9.2~\$43.9.1					
61~65	\$33.9.2~\$38.9.1						
S	18~30歳	H5.9.2~H18.9.1	加入できません	加入できません	加入できません	加入できません	加入できません
	31~35	\$63.9.2~H5.9.1					
	36~40	\$58.9.2~\$63.9.1					
	41~45	\$53.9.2~\$58.9.1					
	46~50	\$48.9.2~\$53.9.1					
	51~55	\$43.9.2~\$48.9.1					
	56~60	\$38.9.2~\$43.9.1					
61~65	\$33.9.2~\$38.9.1						

本人が**一時金コース**の場合……配偶者、子どもの全ての加入コースにお申し込みできます。

⚠ 配偶者、子どもの加入コースの **網かけ部分** については、本人の年金原資を上回っているためお申し込みができないコースです

加入のポイント 1 配偶者・子どもの加入保障額は本人の年金原資以下であればどのコースでも申し込み可能です。

加入のポイント 2 配偶者の保険金は**年金にて受け取ることも可能です**。子どもの保険金は**一時金のみ**の受け取りです。

加入のポイント 3 本人が、ボーナス併用コースのD1コースに加入し、56歳以上の場合は、**配偶者のお申し込みができません**。

総合医療サポート

〈短期入院特約付家族特約付医療保障保険(団体型)【生命保険】+
医療保険【損害保険】〉

意向確認【ご加入前のご確認】総合医療サポートは、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。
ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

生保分 ●病气やケガで継続して2日以上入院した場合、入院給付金を1日目からお支払いします

意向確認【ご加入前のご確認】総合医療サポート(損保分)は、以下の補償の確保を主な目的とする
損害保険です。
ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

損保分 ●病气やケガにより所定の手術を受けた場合、保険金をお支払いします。
●三大疾病、所定の生活習慣病、女性疾病による入院・手術の場合、上乘せして保険金をお支払いします。
●所定の要介護状態に該当した場合、保険金をお支払いします。

保障内容



※配偶者・こども・親だけの加入はできません。
本人とセットでご加入ください。

基本

※病气やケガによる入院給付金のお支払日数は、1回の入院について124日を限度とします。
※入院給付金のお支払日数は、通算して700日を限度とします。 <入院給付金>【生保分】

お支払事由	申込コース	
	5,000円コース	3,000円コース
入院 病气・ケガで継続して2日以上入院のとき ・1入院124日限度 ・病气・ケガによる入院日数は通算700日限度 <入院給付金>【生保分】	日額 5,000 円 × 入院日数	日額 3,000 円 × 入院日数
三大疾病および所定の生活習慣病で入院したとき ・1入院365日限度、通算して700日限度 ・三大疾病による入院は支払日数無制限 ・一般の病气による入院給付金に加えて給付 <三大疾病、糖尿病・高血圧、腎臓病・肝臓病入院保険金>【損保分】	日額 5,000 円 × 入院日数	日額 3,000 円 × 入院日数
手術 疾病・傷害により所定の手術を受けたとき (手術給付のお支払回数に限度はありません。ただし、一部制限を設けている 手術の種類があります。) <疾病・傷害手術保険金>【損保分】	手術の種類に応じて 5・10・20 万円	手術の種類に応じて 3・6・12 万円
三大疾病および所定の生活習慣病で所定の手術を受けたとき (手術給付のお支払回数に限度はありません。ただし、一部制限を設けている 手術の種類があります。) ・疾病手術保険金に加えて給付 <三大疾病、糖尿病・高血圧、腎臓病・肝臓病手術保険金>【損保分】	手術の種類に応じて 5・10・20 万円	手術の種類に応じて 3・6・12 万円
介護 所定の要介護状態になったとき (支払いは1人につき1回限り) <介護保険金>【損保分】	100 万円 (1回限度)	100 万円 (1回限度)

※【三大疾病】とは、「がん(上皮内がんを含みます。)、急性心筋梗塞、脳卒中」、
【所定の生活習慣病】とは、「糖尿病、高血圧性疾患、腎臓病、肝臓病」を指します。

月額掛金

生保分:短期入院特約付家族特約付医療保障保険(団体型) / 月払、入院給付金日額=5千円、3千円
損保分:医療保険 / 月払(12回分割)、入院保険金日額・手術基準日額=5千円、3千円、
介護保険金額=100万円、親介護保険金額=100万円、200万円、300万円

●総合医療サポートは生保分「医療保障保険(団体型)」と損保分「医療保険」をセットしたものです。
●損保分のみ加入はできません。生保分と同日額にてセットでご加入ください。

■本人・配偶者の掛金

年齢 (保険年齢)	5,000円 コース	掛金内訳		3,000円 コース	掛金内訳	
		生保分	損保分*5コース*		生保分	損保分*3コース*
16~20 歳	H15.9.2~H20.9.1	1,555 円	1,065 円 490 円	949 円	639 円 310 円	
21~25	H10.9.2~H15.9.1	1,840	1,330 510	1,118	798 320	
26~30	H5.9.2~H10.9.1	2,065	1,505 560	1,253	903 350	
31~35	S63.9.2~ H5.9.1	2,145	1,565 580	1,309	939 370	
36~40	S58.9.2~S63.9.1	2,200	1,590 610	1,324	954 370	
41~45	S53.9.2~S58.9.1	2,405	1,765 640	1,459	1,059 400	
46~50	S48.9.2~S53.9.1	2,810	2,070 740	1,712	1,242 470	
51~55	S43.9.2~S48.9.1	3,885	2,635 1,250	2,351	1,581 770	
56~60	S38.9.2~S43.9.1	5,245	3,415 1,830	3,199	2,049 1,150	
61~65	S33.9.2~S38.9.1	7,450	4,680 2,770	4,588	2,808 1,780	

●医療保障保険(団体型)と医療保険ではお支払い対象となる支払事由や支払保険金の算出方法、給付割合等が異なる場合があります。
それぞれの保障内容等の詳細は **P27~33** をご確認ください。

■こどもの掛金

年齢 (保険年齢)	5,000円コース	3,000円コース
0~5 歳	~H30.9.2	1,095 円 657 円
6~22	H13.9.2~H30.9.1	1,095 657

※こどもは、病气・ケガによる入院
に対する保障(生保分)のみです。

Q え!総合医療サポートでも配当金があるの?

A:総合医療サポート(生保分)は1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しする仕組みになっています。

昨年度配当率
約**23.7%**

※左記は昨年度実績であり、配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。職場復帰(三大疾病)サポート、総合医療サポート(損保分)、長期療養支援共済に配当金はありません。



オプションをセットした場合は、下記掛金がプラスになります。

◎総合医療サポートには、オプションで「女性特約」「親介護特約」があります。

上乗せ オプション

お支払事由		5,000円コース	3,000円コース
女性特約	女性疾病で入院したとき ・1入院につき365日限度、通算700日限度 ＜女性疾病入院保険金＞【損保分】	+日額 5,000円 ×入院日数	+日額 3,000円 ×入院日数
	女性疾病で所定の手術を受けたとき ＜女性疾病手術保険金＞【損保分】	手術の種類に応じて +5・+10・+20万円	手術の種類に応じて +3・+6・+12万円
	女性が特定障害で所定の形成術等を受けたとき ＜女性疾病手術保険金＞【損保分】	手術の種類に応じて 10・20万円	手術の種類に応じて 6・12万円

「女性疾病」には、子宮がん、乳がん、子宮筋腫、分娩の合併症などがあります。ただし、上皮内がんは含みません。

■総合医療サポート(損保分)に加入した本人および配偶者の両親を加入させることができます。

お支払い事由		Rコース	Qコース	Pコース
親介護特約	親が所定の要介護状態となったとき (支払いは1人につき1回限り) ＜親介護保険金＞【損保分】	300万円 (1回限度)	200万円 (1回限度)	100万円 (1回限度)

■女性特約

年齢 (保険年齢)		5,000円コース (5Lコース※)	3,000円コース (3Lコース※)
16~20歳	H15.9.2~H20.9.1	290円	180円
21~25	H10.9.2~H15.9.1	330	200
26~30	H5.9.2~H10.9.1	470	280
31~35	S63.9.2~ H5.9.1	410	250
36~40	S58.9.2~S63.9.1	440	260
41~45	S53.9.2~S58.9.1	540	320
46~50	S48.9.2~S53.9.1	670	400
51~55	S43.9.2~S48.9.1	770	460
56~60	S38.9.2~S43.9.1	870	520
61~65	S33.9.2~S38.9.1	900	540

※女性特約をセットした場合、コースは“5L”“3L”となります。

<損保部分>

*糖尿病・高血圧入院保険金、腎臓病・肝臓病入院保険金、女性疾病入院保険金のお支払日数は、初年度契約および継続契約を通じてそれぞれ1回の入院につき365日、通算して700日を限度とします。

*三大疾病入院保険金のお支払日数の限度はありません。

*手術保険金のお支払限度はありません。ただし一部制限を設けている手術の種類があります。

*介護保険金・親介護保険金のお支払いは、1人につき1回が限度です。

*本制度のご契約者は団体であり、ご加入者のみなさまは被保険者となります。したがって、ご契約内容の変更などについて引受損害保険会社と団体(ご契約者)との取り決めにより一部お取り扱いできない事項があります。

【お取り扱いできない事項の例】

- 保険期間中のコース変更(保険金額の増額・減額等)
- 保険期間の変更
- 掛金の払込方法の変更 など

■親介護特約

親の年齢 (保険年齢)		300万円 (Rコース)	200万円 (Qコース)	100万円 (Pコース)
61~65歳	S33.9.2~S38.9.1	890円	590円	300円
66~70	S28.9.2~S33.9.1	1,840	1,220	610
71~75	S23.9.2~S28.9.1	3,900	2,600	1,300
76~80	S18.9.2~S23.9.1	8,310	5,540	2,770
81~85	S13.9.2~S18.9.1	17,680	11,790	5,890

※配偶者・子ども・親についてのご注意

- ・子どもについては、本人が加入している公的医療保険制度の被扶養者で本人と同一戸籍に記載されている方に限ります。
- ・配偶者、子どもの加入金額は、本人の加入金額と同額以下にしてください。
- ・本人が脱退した場合には、配偶者、子ども、親は同時に脱退となります。
- ・子どもを加入させるときは、加入資格のある子どもは全員同額にて加入となります。
- ・配偶者、子ども、親だけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。
- ・親介護の掛金は親一人当たりの掛金です。それぞれの親の保険年齢により決定します。(最高85歳まで)
- ・本人について、通算支払日数限度である700日に到達した場合は脱退となり、配偶者・子ども・親についても同時に脱退となります。

・記載の生保分掛金は本人加入者が1,000名以上の場合の掛金です。したがって実際の加入者数が異なれば掛金は異なりますので、その場合は初回に遡って正規掛金を適用させていただきます。

・掛金は年齢・性別により被保険者ごとに異なります。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。

・年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。(例)保険年齢40歳=2024年3月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで

・損保分掛金について/記載の掛金は、概算掛金です。適用となる掛金は変動する可能性があります。

・本人の親の加入は本人が総合医療サポート(損保分)に加入していることが条件です。配偶者の親の加入は配偶者が総合医療サポート(損保分)に加入していることが条件です。

・給付金の受取人は保険料負担者(本人)です。

・保険金の受取人は被保険者本人です。

職場復帰(三大疾病)サポート

〈7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニーズ特約付、代理請求特約[Y]付集団扱無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)【生命保険】〉

意向確認【ご加入前のご確認】

職場復帰(三大疾病)サポートは、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

●特定疾病(悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中)の治療費として保険金をお支払いします

- 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金をお支払いします
- 特約を付加した場合、7大疾病(悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患・慢性腎不全・肝硬変)および悪性新生物(がん)・上皮内新生物の治療費として保険金をお支払いします

保障内容と保険金の支払事由

本人 配偶者 ※配偶者だけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。

保障区分	保障内容	保険金額
主契約	所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき、または急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態(※1)になったとき 死亡・所定の高度障害状態のとき	特定疾病保険金(※2) 300万円
7大疾病保障特約	所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき、または急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患・慢性腎不全・肝硬変を発病して所定の状態(※1)になったとき	7大疾病保険金(※3) 150万円
がん・上皮内新生物保障特約	所定の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と診断確定されたとき	がん・上皮内新生物保険金(※3) 30万円

- ※1「急性心筋梗塞」「脳卒中」の場合、「所定の状態」には「所定の手術を受けたとき」を含みます。
- ※2特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金とは重複しては支払われません。
- ※37大疾病保険金は主契約保険金の5割、がん・上皮内新生物保険金は主契約保険金の1割となります。

《リビング・ニーズ特約》余命6か月以内と判断されるとき、主契約の死亡保険金の前払請求ができます。

●保険金ごとの保障イメージ<お申込金額 300万円の場合>

保険金種類	お支払事由				
	死亡・高度障害	悪性新生物(がん)(※)	急性心筋梗塞	脳卒中	その他の4疾病 重度の糖尿病 重度の高血圧性疾患 慢性腎不全 肝硬変
主契約 特定疾病保険金 死亡・高度障害保険金	お支払事由のいずれかに該当で 300万円				
特約 7大疾病保険金	お支払事由のいずれかに該当で 150万円				
特約 がん・上皮内新生物保険金	お支払事由のいずれかに該当で 30万円				
お支払事由ごとの保険金額合計	300万円	480万円	450万円	150万円	30万円

(※)「特定疾病保険金」および「7大疾病保険金」の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんを含みません。「がん・上皮内新生物保険金」の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんも含まれます。
 ・7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金のお支払いは、それぞれ1回のみです。

・7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約は、それぞれ7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金が支払われた場合に消滅します。
 ・特定疾病保険金、死亡保険金または高度障害保険金のいずれかが支払われた場合、主契約である無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)は消滅します。この場合、同時に7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約も消滅します。

- 被保険者が加入日(※)以後保険期間中に、次のいずれかのお支払事由に該当したとき、保険金をお支払いします。
 (※)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

保険金種類とお支払対象の疾病	お支払事由	お支払対象とならない疾病例 ^{※1}
●悪性新生物(がん)	加入日(※)前を含めてはじめて ^{※2} 悪性新生物と診断確定 ^{※3} されたとき ただし、「乳房の悪性新生物(乳がん)」については、加入日(※)からその日を含めて90日を経過した後、加入日(※)前を含めてはじめて診断確定されたとき	・上皮内新生物 ^{※4} ・悪性黒色腫を除く皮膚がん ・脂肪腫
●急性心筋梗塞	加入日(※)以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、急性心筋梗塞を発病 ^{※5} し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態 ^{※6} が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病の治療を直接の目的とした所定の手術 ^{※7} を受けたとき	・狭心症 ・解離性大動脈瘤 ・心筋症
●脳卒中(くも膜下出血・脳内出血・脳梗塞)	加入日(※)以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、脳卒中を発病 ^{※5} し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病の治療を直接の目的とした所定の手術 ^{※7} を受けたとき	・一過性脳虚血 ・外傷性くも膜下出血 ・未破裂脳動脈瘤
●重度の糖尿病	加入日(※)以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、糖尿病を発病 ^{※5} し、医師が必要と認める日常のかつ継続的なインスリン療法 ^{※8} を開始し、その開始日から起算して180日間継続して受けたとき	
●重度の高血圧性疾患(高血圧性網膜症)	加入日(※)以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、高血圧性疾患を発病 ^{※5} し、その疾病により高血圧性網膜症 ^{※9} であると医師によって診断されたとき	
●慢性腎不全	加入日(※)以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、慢性腎不全の状態になったと医師によって診断され、医師が必要と認める永続的な人工透析療法 ^{※10} を開始したとき	
●肝硬変	加入日(※)以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、肝硬変の状態になったと医師によって病理組織学的所見(生検)により診断されたとき ^{※11}	
がん・上皮内新生物保険金	加入日(※)前を含めてはじめて ^{※12} 悪性新生物・上皮内新生物と診断確定 ^{※3} されたとき ただし、「乳房の悪性新生物・乳房の上皮内癌(乳がん)」については、加入日(※)からその日を含めて90日を経過した後、加入日(※)前を含めてはじめて診断確定されたとき	
死亡保険金	死亡されたとき	
高度障害保険金	加入日(※)以後に発生した傷害または疾病 ^{※5} により所定の高度障害状態になられたとき	

- ※1 お支払対象とならない疾病には、上記のほか、無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)普通保険約款「付表1 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中」に定義付けられない疾病も含まれます。詳細については「ご契約のしおり 約款」をご覧ください。
- ※2 ご加入前にお支払対象の悪性新生物(がん)と診断確定されている場合、ご加入後にお支払対象の悪性新生物(がん)に診断確定されても、お支払いの対象とはなりません。なお、加入日(※)以後に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)の発生日が、加入日(※)前に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)と異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。
- ※3 診断確定は、病理組織学的所見(生検)により医師によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めことがあります。
- ※4 「上皮内新生物」は、ごく初期の段階で発見されたがんであり、子宮頸部・食道などの部位で病変が上皮内に局限しているもの、または、乳房・膀胱・腎盂・尿管などの非浸潤がん、および、大腸の粘膜内がんを含みます。なお、国際対がん連合(UICC)のTNM分類が「T_a」(膀胱・腎盂・尿管の非浸潤がん)、「T_{is}」(上皮内がんまたは非浸潤がん)はお支払対象外です。
- ※5 疾病の「発病」(「発生」)および急性心筋梗塞・脳卒中・糖尿病・高血圧性疾患の「発病」には、疾病の症状を自覚または認識した時や、医師の診察や健康診断等において異常の指摘を受けた時も含みます。
- ※6 「労働の制限を必要とする状態」とは、軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。
- ※7 急性心筋梗塞または脳卒中についての特定疾病保険金・7大疾病保険金のお支払対象となる手術とは、開頭術、開胸術、ファイバースコープ手術または血管カテーテル手術をいいます。吸引、

- 穿孔、洗浄などの処置および神経ブロックは除きます。
- ※8 「インスリン療法」には、妊娠・分娩にかかわるインスリン療法は含みません。また経口血糖降下剤によっては血糖値上昇を抑制できない場合に限ります。
- ※9 キース・ワグナー分類において3群または4群の眼底所見(詳細については、「ご契約のしおり 特約」7大疾病保障特約(特定疾病定期Ⅱ用)付表3をご覧ください。)を示す状態。
- ※10 「人工透析療法」とは、血液透析法または腹膜灌流法により血液浄化を行う療法をいいます。ただし、一時的な人工透析療法を除きます。
- ※11 病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断も認めることがあります。
- ※12 ご加入前にお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と診断確定されている場合、ご加入後にお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物に診断確定されても、お支払いの対象とはなりません。なお、加入日(※)以後に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物の発生日が、加入日(※)前に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。これらの場合、がん・上皮内新生物保障特約は無効とします。
- ※13 7大疾病保険金のお支払事由にかかわる医療技術等が将来変更された場合には、主務官庁の認可を得てお支払事由を変更することがあります。

■月額掛金

本人・配偶者共通 | 保険期間1年、集団扱月払、保険金額 主契約:300万円、
7大疾病保障特約:150万円、がん・上皮内新生物保障特約:30万円

年齢	男性				女性			
	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	合計掛金	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	合計掛金
18~20歳	474円	195円	39円	708円	399円	195円	45円	639円
21~25	627	210	39	876	474	225	75	774
26~30	642	240	42	924	597	300	96	993
31~35	789	315	48	1,152	843	435	135	1,413
36~40	1,062	405	60	1,527	1,230	660	183	2,073
41~45	1,464	585	90	2,139	1,788	1,095	240	3,123
46~50	2,433	1,020	141	3,594	2,250	1,425	300	3,975
51~55	4,026	1,620	216	5,862	2,937	1,815	309	5,061
56~60	6,294	2,760	372	9,426	3,615	2,415	357	6,387
61~65	9,801	4,395	681	14,877	5,124	2,865	483	8,472

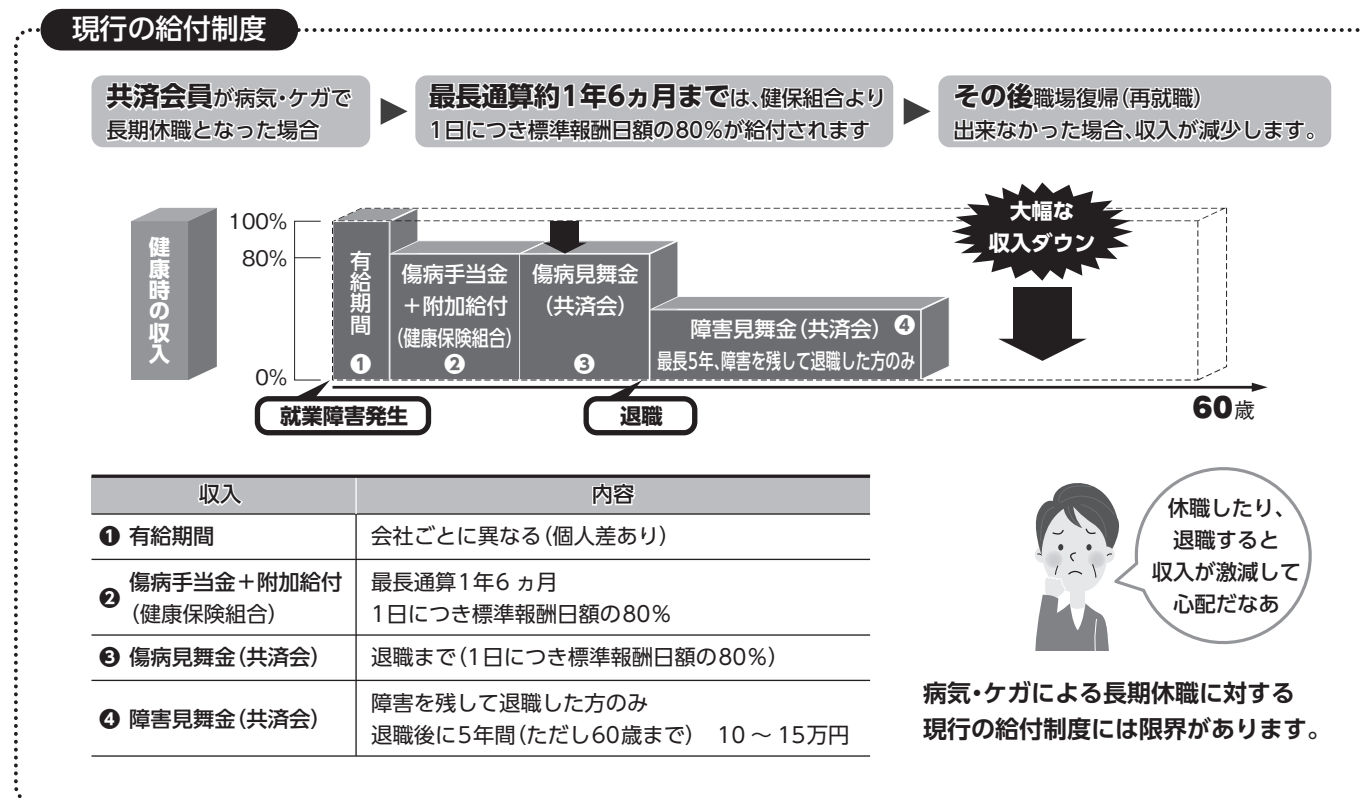
※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。
(例) 保険年齢40歳=2024年3月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで
※配偶者は配偶者自身の性別・年齢による掛金が適用となります。
※記載の掛金等は、パンフレット作成時点の基礎率により計算されています。実際の掛金等はご加入および更新時の基礎率により決定しますので、今後の基礎率の改定により掛金等も改定されることがあります。
※この制度の掛金は年単位の契約応当日ごとの主契約の総保険金額により割引が適用される場合があります。記載の掛金は主契約の総

保険金額10億円以上30億円未満の場合の掛金です。したがって、実際の主契約の総保険金額が異なれば、掛金も異なる場合があります。その場合は年単位の契約応当日より正規掛金を適用します。
※加入日(*)以後に発生した不慮の事故による傷害により180日以内に「ご契約のしおり 約款」に定める身体障害の状態になられたときは、その後の保険料のお払込みを免除し、保険料が引き続き払い込まれたものとしてお取扱いたします。
(*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。
※本人および配偶者の死亡保険金の受取人は被保険者にご指定いただけます。それ以外の保険金の受取人は被保険者となります。

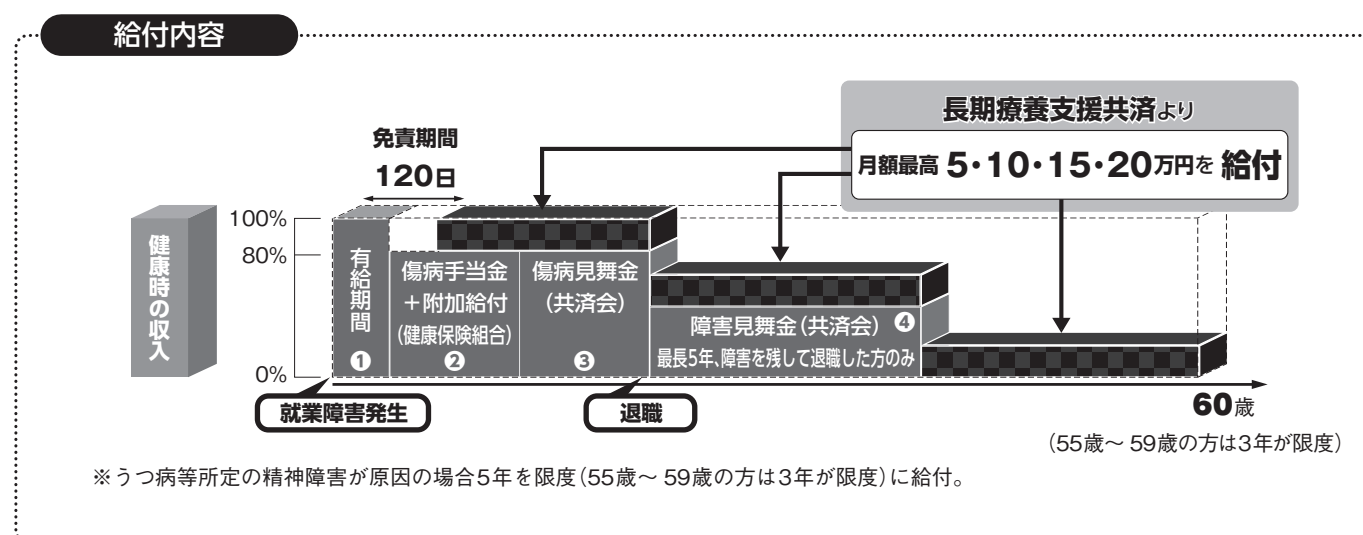
健康応援プログラム 長期療養支援共済 〈精神障害補償特約付天災補償特約付団体長期障害所得補償保険【損害保険】〉

意向確認【ご加入前のご確認】
長期療養支援共済は、以下の補償の確保を主な目的とする損害保険です。
ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。
●病気やケガにより免責期間120日を超えて就業障害が継続した場合、保険金をお支払いします。

もしあなたが長期間働けなくなった場合、あなたの所得は？



長期療養支援共済に加入すると…



申込コースと月額掛金

本人 ※年齢・性別 選択コースによって掛金が異なります。

あなたの適正コースと掛金はどれかしら？
ぜひ加入してください。



コース 年齢 (満年齢)	免責期間	補償対象期間	保険金月額5万円 (5コース)		保険金月額10万円 (10コース)		保険金月額15万円 (15コース)		保険金月額20万円 (20コース)	
			男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
17～24	120日	60歳	円	円	円	円	円	円	円	円
25～29			475	307	949	613	1,424	920	1,899	1,227
30～34			489	397	979	793	1,468	1,190	1,957	1,587
35～39			530	526	1,060	1,052	1,591	1,579	2,121	2,105
40～44			653	768	1,307	1,537	1,960	2,305	2,613	3,073
45～49			927	1,188	1,854	2,377	2,781	3,565	3,709	4,754
50～54	3年	60歳	1,272	1,599	2,544	3,198	3,816	4,797	5,088	6,396
55～59			1,490	1,741	2,980	3,482	4,471	5,223	5,961	6,964
55～59			1,374	1,436	2,749	2,872	4,123	4,308	5,497	5,744

- 保険金月額、被保険者の平均月間所得額を超えないように入ってください。
- 掛金は年齢・性別により被保険者ごとに異なります。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。
- 年齢は2024年3月1日現在の満年齢です。
- 補償対象期間は契約年齢が54歳までの方は最長60歳まで、55～59歳の方は3年が限度、所定の精神障害による就業障害の場合は17歳～54歳の方は5年、55歳～59歳の方は3年が限度となります。
- 記載の掛金は概算掛金です。適用となる掛金は変動する可能性があります。

- 免責期間は120日です。
※本制度のご契約者は団体であり、ご加入者のみなさまは被保険者となります。したがって、ご契約内容の変更などについて引受損害保険会社と団体(ご契約者)との取り決めにより一部お取扱いできない事項があります。

【お取扱いできない事項の例】

- 保険期間中のコース変更(増額・減額等)
- 保険期間の変更
- 掛金の払込方法の変更 など



健康なココロとカラダは、楽しい未来へのパスポート

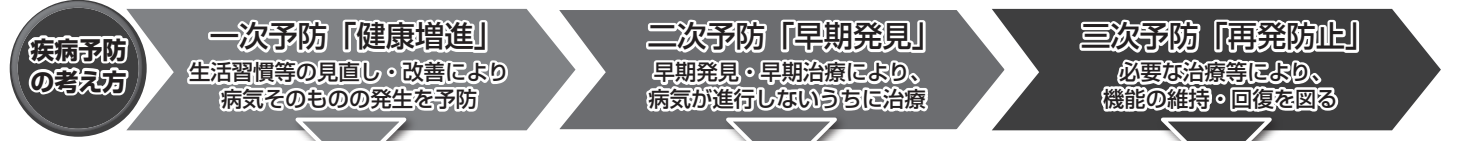
健康づくりサポート



サービス運営費
月額
200円

※健康づくりサポートのみの加入も可能です。

サービスの概要 疾病予防の考え方に基づいた7つのメニューをご利用いただけます。



一次予防に対応したサービスメニュー

- 季刊誌「健康情報」
健康的な食事・運動、リラクゼーションや最新の医学情報まで幅広い情報を掲載。性別・年代を問わず楽しめる内容の情報誌を年4回お届け。(日経ヘルス編集)
- ヘルシーファミリー倶楽部
最新の健康情報から、病気・薬・病院の検索まで、健康に関するあらゆる情報を提供。健康関連書籍を中心に200冊以上が無料で読み放題の電子図書館や病院検索、くすり検索などさまざまなコンテンツで健康をサポート。
- 相談ダイヤル
様々な不安や悩みについて、お気軽に相談いただける専門窓口をご用意。健康全般、病気や育児、メンタルヘルスに介護・・・。ご相談には専門スタッフ(看護師、保健師、管理栄養士、薬剤師、医師、臨床心理士、ケアマネジャー等)が責任を持って対応。
※メンタルヘルス面接相談はひとり年間5回まで無料。

二次・三次予防に対応したサービスメニュー

- テレセカンド®
病院に受診することなく、名医(*)による電話相談が可能。セカンドオピニオンの必要性、治療法や診断についての疑問にお応え。
●臨床経歴を積んだ看護師がご相談に応じる医師を検索し、相談日時を設定
●看護師が三者通話で電話相談に立会いしかりとサポート
*名医とは専門医同士の相互評価に基づいて選ばれた優秀な専門医を指します。また、対象となる疾患は広義のがん、心臓疾患、脳動脈瘤、膠原病などです。テレセカンド、ホスピサッチは米国及びその他の国におけるBest Doctors, Inc.の商標です。
- ホスピサッチ®
名医が在籍する医療機関の情報(「医療機関名」及び「診療科」)をスピーディにお伝えするサービス。急いで名医の在籍する医療機関の情報を知りたいというニーズにお応え。
●お電話ですぐに情報をお伝えすることが可能
●確定診断でなくとも「疑い」状態でもご利用が可能
- WELBOX(ウェルボックス)
国内約42,000以上の宿泊施設や育児、介護、健康、自己開発、グルメ、スポーツ、エンタメなど暮らしのさまざまなシーンで利用できる多彩なメニューが会員価格でご利用可能。
- CLUB FUJITA
会員制リゾートホテル施設ウィスタリアンライフクラブ(全国7施設)を優待料金で利用可能。
〈神奈川 川箱根2、静岡県 熱海・宇佐美、三重県 鳥羽、長野県 野尻湖・車山高原〉

「健康づくりサポート」の取扱い

加入期間	加入期間1年間(2024年3月1日～2025年2月28日)で以後毎年更新します(自動更新)。所定の申込書に必要事項を記入、押印のうえご提出ください。継続する場合は、自動継続しますので手続きは不要です。
運営費	加入者は、当社に対し所定の期日に運営費200円(月額、消費税を含む)をお支払いいただきます。なお、運営費は理由のいかなを問わず返還いたしません。(※健康づくりサポートの運営費は、生命保険料控除の対象とはなりません。)

「健康づくりサポート」加入者規約

- 第1条(目的)**
健康づくりサポートとは、明治安田生命保険相互会社(以下、当社といいます)が健康づくりサポートの加入申込みをされた方(以下、加入者といいます)に向けて継続的に健康生活を応援するサービスです。
加入者がより健康増進に貢献できるように具体的な健康情報の提供をすることで、豊かなクオリティ・オブ・ライフに貢献することを目的といたします。
- 第2条(加入資格等)**
1. 加入資格は、団体の所属員で団体と当社の合意した範囲に該当する方が有します。
2. 加入者とは、本規約を承認のうえ申込みをされ、当社が加入を認めた方をいいます。
- 第3条(運営費)**
加入者は、当社に対し所定の期日に所定の方法により運営費として当社が定める金額(消費税を含む)をお支払いいただきます。なお、運営費は理由のいかなを問わず返還いたしません。
- 第4条(加入者証の付与)**
加入者証の発行はありません。当社が定め通知した加入者管理番号をもって加入者番号とします。当社への電話照会等の際は、原則として加入者番号を告知いただきます。
- 第5条(健康情報の提供)**
加入者は、当社及び当社の指定する会社等から、第6条のサービスの内容を含めた各種情報提供があることに予め同意するものとします。
- 第6条(サービスの内容)**
1. サービスとは、以下のものを指します。
①健康情報に関するサービス
(1)健康情報誌等による各種健康情報の提供
(2)電話による健康相談・メンタルヘルスカウンセリング・介護相談
(3)その他
②当社と提携する健康増進関連の企業が提供する健康情報や商品等のご紹介
この場合、加入者が商品等を購入し何らかの損害を被った場合または購入した商品に瑕疵があった場合、当社は一切責任を負わないものとします。
2. 当社が第1条の目的に扱い提供するすべての情報提供は、あくまで健康に関する一般的な情報提供及びアドバイザーを加入者の責任で活用していただくものであり、情報を活用したことによって加入者及び加入者のご家族等が何らかの損害を被った場合でも当社は一切責任を負うことはありません。

個人情報に関する取扱いについて

1. 個人情報の利用目的
取得した個人情報は、健康づくりサポート加入者規約に定めるサービスの提供を行なうために利用します。
2. 個人情報の取扱いの委託について
利用目的の達成に必要な範囲内において、取得した個人情報の全部または一部を委託する場合があります。その場合には、個人情報の管理水準が、明治安田生命保険相互会社(以下、当社といいます。))が設定する基準を満たす企業を選定し、適切な管理、監督を行ないます。
3. 保有個人データの開示等および問い合わせ窓口について
当社が保有する開示対象個人情報について、開示・訂正・削除・利用停止のご依頼があった場合には、ご本人であることを確認させていただいたうえで、特別な理由がない限り回答・訂正等の対応をいたします。
【お問い合わせ先】明治安田ライフプランセンター(株)(事務委託先)
団体サービス部 生活・健康サービスグループ
03-5952-5069
4. 個人情報の提供の任意性
氏名・住所・電話番号を提供しただけの場合、本サービスを提供できない場合があります。健康づくりサポート加入申込書の提出をもちまして、個人情報の取扱いに同意いただいたものとさせていただきます。

3. 予告なくサービス内容を追加・変更することがあります。

- 第7条(届出事項の変更)**
1. 加入者は、当社に届け出た住所・氏名等について変更があった場合には、所定の方法にて速やかに当社に通知していただきます。
2. 前項の変更事項についての通知がなく、当社からの送付物等が延着し、または到着しなかったときでも、当社は責任を負いません。ただし、前項の届け出を行わなかったことについて、やむを得ない事情があるときはこの限りではありません。
- 第8条(脱退ならびに加入資格の喪失の場合の取扱い)**
1. 加入者は、自己の都合により脱退を希望するときは、所定の手続きをすることで、脱退することができます。
2. 何らかの理由で運営費が支払われなかった場合は、いずれも特別な申し出がない限りは自動的に加入資格を喪失します。
3. 加入者が本規約に違反した場合、または加入者として不適当な行動が認められる場合等で当社が加入者として不適当と認めた場合は、当社は加入資格を取り消すことがあります。
4. 第2条に定める加入資格を喪失した場合ならびに前2項の場合、契約は終了します。
- 第9条(加入期間)**
1. 加入者が、当社からサービス提供を受けることができる期間は1年です。
サービスの開始月日と終了月日は加入者が所属する団体と当社との間で決定した期間となります。
2. 特に申し出のない場合、加入期間は1年毎に自動的に更新されます。
- 第10条(データ保護)**
当社が保有する加入者個人のデータは厳正に管理・運用します。
- 第11条(規約の変更)**
本規約については、今後変更することがあります。その場合、これを速やかに加入者に告知します。変更日以降は、変更後の規約に従い取扱うものとします。
- 第12条(契約の終了)**
1. 本規約が所属する団体が当社の保険商品の採用を中止した場合、同時に終了します。
2. 本規約は加入者が所属する団体と当社との間のサービスの運営にかかる「健康増進情報の有料提供サービス契約の取扱いに関する協定書」が終了した場合、同時に終了します。

この制度は下記の会社と締結した健康増進情報の有料提供サービス契約の取扱いに関する協定書及び健康づくりサポート加入者規約に基づいて運営します。

サービス提供会社：明治安田生命保険相互会社
事務委託会社：明治安田ライフプランセンター株式会社
【サービス内容等に関するお問い合わせ先】健康づくりサポート事務局：0120-567-074(平日9:00～17:00)

家族支援共済ご加入にあたって

(こども特約付年金払特約付半年払保険料併用特約付新・団体定期保険【生命保険】)

保険期間	1年間(2024年3月1日～2025年2月末日)で以後毎年更新します。 保険期間中に脱退等で被保険者としての資格を失った場合には、喪失した月の月末(ボーナス払については半年単位の契約応当日の前日)までの保障となります。ただし、掛金の払込みが条件となります。
掛金	毎月の給与から控除します。(初回は2024年2月分給与より) ボーナス掛金はボーナスから控除します。(初回は2024年7月ボーナスより)
配当金	この保険は1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しする仕組みになっています。 なお、剰余金が発生した場合でも、保険期間途中で脱退した方へは配当金はお返しいたしません。また1年以上継続した方でも、配当金還付時に既に退職している方へは配当金をお返しできません。
税法上の取扱い	(1)掛金の全額または一部は、控除限度額以内で所定の生命保険料控除の対象となります。 (2)本人が受取る配偶者・こどもの年金原資(死亡保険金)は、一時所得として課税されます。 ※また配偶者の保険金の受取人を本人以外に指定した場合贈与税が課税されることがありますのでご注意ください。 (※所得税に加え復興特別所得税が課税されます。) $\text{雑所得} = \text{基本年金年額} + \text{増加年金年額} - \text{基本年金年額} \times \frac{\text{年金原資}}{\text{年金支給総額}}$ なお、雑所得の額が25万円以上のとき、10.21%の源泉徴収をおこないます。 税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となることがあります。
継続加入の取扱い	一旦健康時に加入しますと、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも前年度と同じ保険金額以下で継続加入できます。 なお、更新の際に、保険金額・受取人等の変更の申し出がない場合は、従前どおりのご加入内容で継続となります。ただし、掛金は毎年の加入状況・年齢により算出し変更します。
保険金のお支払いについて	死亡保険金は保険期間中に死亡した場合に、高度障害保険金は加入日(*)以後に(業務上業務外を問わず)発生した傷害または疾病によって、保険期間中に、所定の高度障害状態になった場合にお支払いします。 引受会社の職員または引受会社で委託した確認担当者が、保険金・給付金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。 保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ(https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html)をご覧ください。 なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性がります。
高度障害について	高度障害状態とは身体障害の程度が加入日(*)以後の傷害または疾病によりつぎの1項目に該当する場合をいいます。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 高度障害状態とは <ol style="list-style-type: none"> 両眼の視力を全く永久に失ったもの 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの </div> ※「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれかが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

(*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

お支払いできない場合について(解除・免責等)	<p>次のような場合には、保険金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき ●保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき ●契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき(告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。また、1年経過後にも取消しとなる場合があります。) ●契約者もしくは被保険者に保険金の不法取得目的があつて、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき ●契約者、被保険者または受取人が保険金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合 <p>1.死亡保険金について</p> <ol style="list-style-type: none"> ①被保険者が加入日(*)から1年以内に自殺したとき(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときなど、死亡保険金をお支払いする場合があります。) ②契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき ③戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。) <p>2.高度障害保険金について</p> <ol style="list-style-type: none"> ①被保険者の故意によるとき ②契約者または高度障害保険金受取人の故意によるとき ③戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。) 										
年金の取扱いについて	<table border="0"> <tr> <td>1. 年金の種類と型</td> <td>●年金支払期間は、支払請求時に2年以上25年以内で選択いただけます。(定額型確定年金です。)</td> </tr> <tr> <td>2. 配当金</td> <td>●年金支払開始後の配当金は、増加年金の買増に充当します。</td> </tr> <tr> <td>3. 年金受取人</td> <td>●保険金等の受取人です。なお、年金支払開始後は年金受取人の変更はできません。</td> </tr> <tr> <td>4. 年金のお支払い</td> <td>●支払期間中に年金受取人が死亡したときは、残存支払期間の未払年金現価をその相続人にお支払いいたします。 ●年金受取人へのお支払いは、毎年4回の受取りです。 ●年金のお支払日は、年金支払月の応当日(15日)です。 ●年金支払開始後、年金受取人から残存支払期間分の一括払の申し出があった場合は、未払年金現価をお支払します。</td> </tr> <tr> <td>5. 年金払の対象となる保険金</td> <td>●新・団体定期保険の主契約保険金の全部または一部。ただし、年金年額が、年4回払いのとき36万円未満の場合はお取扱いできません。</td> </tr> </table>	1. 年金の種類と型	●年金支払期間は、支払請求時に2年以上25年以内で選択いただけます。(定額型確定年金です。)	2. 配当金	●年金支払開始後の配当金は、増加年金の買増に充当します。	3. 年金受取人	●保険金等の受取人です。なお、年金支払開始後は年金受取人の変更はできません。	4. 年金のお支払い	●支払期間中に年金受取人が死亡したときは、残存支払期間の未払年金現価をその相続人にお支払いいたします。 ●年金受取人へのお支払いは、毎年4回の受取りです。 ●年金のお支払日は、年金支払月の応当日(15日)です。 ●年金支払開始後、年金受取人から残存支払期間分の一括払の申し出があった場合は、未払年金現価をお支払します。	5. 年金払の対象となる保険金	●新・団体定期保険の主契約保険金の全部または一部。ただし、年金年額が、年4回払いのとき36万円未満の場合はお取扱いできません。
1. 年金の種類と型	●年金支払期間は、支払請求時に2年以上25年以内で選択いただけます。(定額型確定年金です。)										
2. 配当金	●年金支払開始後の配当金は、増加年金の買増に充当します。										
3. 年金受取人	●保険金等の受取人です。なお、年金支払開始後は年金受取人の変更はできません。										
4. 年金のお支払い	●支払期間中に年金受取人が死亡したときは、残存支払期間の未払年金現価をその相続人にお支払いいたします。 ●年金受取人へのお支払いは、毎年4回の受取りです。 ●年金のお支払日は、年金支払月の応当日(15日)です。 ●年金支払開始後、年金受取人から残存支払期間分の一括払の申し出があった場合は、未払年金現価をお支払します。										
5. 年金払の対象となる保険金	●新・団体定期保険の主契約保険金の全部または一部。ただし、年金年額が、年4回払いのとき36万円未満の場合はお取扱いできません。										
申込方法	Web申込システムにてお手続きください。継続する場合は、自動更新となりますので手続きは不要です。										
保険会社からのお願い・ご注意	<p><保険金のご請求について></p> <ul style="list-style-type: none"> ●保険金の支払事由が生じたときは、すみやかにご所属の団体(以下「保険契約者」といいます。))にご連絡のうえ、保険契約者を經由して引受会社にご請求ください。 ●保険金を請求する権利は、お支払事由が発生してから3年間ご請求が無いと、消滅しますのでご注意ください。 ●ご請求があった場合で、引受会社が必要と認めたときには医療機関等へ事実の確認に伺う場合があります。 <p><改姓、ご家族の異動、受取人の変更等について></p> <ul style="list-style-type: none"> ●ご加入の本人・配偶者・こどもに被保険者としての資格がなくなった場合にはすみやかに保険契約者を經由して引受会社にご通知ください。 <ul style="list-style-type: none"> ●被保険者の改姓や、死亡保険金受取人の変更等の場合には、すみやかに保険契約者を經由して引受会社にご通知ください。 ●被保険者の遺言により死亡保険金受取人を変更することはできません。 ●死亡保険金受取人の変更は、保険契約者を經由して引受会社へご通知ください(変更内容はその通知が引受会社に到達したとき、保険契約者が通知を発信した日に遡って効力を生じます)。ただし、その通知が引受会社に到達する前に変更前の受取人に保険金をお支払いした場合には、お支払後に変更後の受取人からご請求をうけても保険金をお支払いいたしません。 										

(*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

*この制度は生命保険会社と締結したこども特約付年金払特約付半年払保険料併用特約付新・団体定期保険契約に基づき運営します。

家族支援共済には掛金共済会負担の全員加入部分があります。	
加入対象者	富士フィルム共済会員(満65歳6カ月までの会員本人)
保険金額	一律22万円
死亡保険金受取人	共済会規定に準ずる
高度障害保険金受取人	共済会員本人
<p>全員加入部分に関する個人情報の取扱いは、パンフレットの45ページ「個人情報に関する取扱いについて」をご覧ください。</p> <p>団体窓口へお申し出ください。お申し出がない場合は、ご了解いただいたものとして取扱います。</p> <p>当件について、ご了解をいただけない場合は、申込締切日までに</p>	

総合医療サポート(生保分)ご加入にあたって

(短期入院特約付家族特約付医療保障保険(団体型)【生命保険】)

保険期間	1年間(2024年3月1日～2025年2月末日)で以後毎年更新します。 保険期間中に脱退等で被保険者としての資格を失った場合には、喪失した月の月末までの保障となります。ただし、掛金の払込みが条件となります。						
掛金	毎月の給与から控除します。(初回は2024年2月分給与より)						
配当金	この保険は1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合には配当金としてお支払いいたします。損保分には配当金はありません。						
給付内容について	<table border="1"> <thead> <tr> <th>給付種類</th> <th>給付事由</th> <th>給付内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入院給付金</td> <td>加入日(*)以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病により保険期間中に治療を目的として継続して2日以上入院したとき</td> <td>入院給付金日額×入院日数をお支払いします。</td> </tr> </tbody> </table> <p>引受会社の職員または引受会社で委託した確認担当者が、保険金・給付金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ(https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/) product/demand/contract/index.html)をご覧ください。 なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。</p>	給付種類	給付事由	給付内容	入院給付金	加入日(*)以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病により保険期間中に治療を目的として継続して2日以上入院したとき	入院給付金日額×入院日数をお支払いします。
給付種類	給付事由	給付内容					
入院給付金	加入日(*)以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病により保険期間中に治療を目的として継続して2日以上入院したとき	入院給付金日額×入院日数をお支払いします。					
お支払いできない場合について(解除・免責等)	<p>次のような場合には、給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき ●保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき ●契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき(告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。また、1年経過後にも取消しとなる場合があります。) ●契約者もしくは被保険者に給付金の不法取得目的があつて、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき ●契約者、被保険者または受取人が給付金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合 <p>1.入院給付金について</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 契約者、その被保険者またはその給付金受取人の故意または重大な過失 ② その被保険者の犯罪行為 ③ その被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 ④ その被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑤ その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に発生した事故 ⑥ その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に発生した事故 ⑦ その被保険者の薬物依存 ⑧ 地震、噴火、津波または戦争その他の変乱(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。) 						
継続加入の取扱い	一旦加入すれば以後の更新時に病気であつても前年度と同じ入院給付金日額以下で継続できます。更新の際に、入院給付金日額・受取人等の変更の申し出がない場合は、従前どおりのご加入内容で継続となります。ただし、掛金は毎年の加入状況・年齢により算出し変更します。						
税法上の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ●掛金の全額または一部は、控除限度額以内で所定の生命保険料控除の対象となります。 ●入院給付金は非課税です。 <p>税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となる場合があります。</p>						

給付金のお支払い

<入院について>

●入院とは、次のすべての条件を満たすことを必要とします。

(1)加入日(*)以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因とし、保険期間中に開始した入院であること。

(注)被保険者がこの保険契約の更新後に、加入日(*)前に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として入院した場合でも、加入日(*)から起算して2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院は加入日(*)以後の原因によるものとみなします。

(2)傷害または疾病の治療を目的とする入院であること。医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含む)による治療(柔道整復師による施術を含む)が必要であり、かつ、自宅などで治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念する入院であることとします。

(注)治療処置を伴わない人間ドック検査、美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術等による入院は、「治療を目的とする入院」に該当しません。

(3)「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当したものとします。

- ① 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。)
- ② ①の場合と同等の日本国外にある医療施設

●入院の有無は、入院基本料の支払いの有無などを参考にして判断します。

●被保険者が入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった不慮の事故による傷害または疾病が同一かまたは医学上重要な関係があると当社が認めるときは、1回の入院とみなします。ただし、入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日から起

算して180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。

●入院給付金の支払事由に該当する入院を開始した時または入院中に次のいずれかの事由に該当した場合には、その入院開始の直接の原因となった不慮の事故による傷害または疾病により、継続して入院したものとみなします。

(1)その入院開始の直接の原因となった不慮の事故と異なる不慮の事故による傷害を生じていたときもしくは生じたとき、または疾病を併発していたときもしくは併発したとき

(2)その入院開始の直接の原因となった疾病と異なる疾病を併発していたときもしくは併発したとき、または不慮の事故による傷害を生じていたときもしくは生じたとき

●被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、当社がこれを認めるときは、継続した1回の入院とみなします。

●入院給付金の支払事由に該当する入院中に保険期間が満了し、ご契約またはご契約のその被保険者に対応する部分が更新されない場合には、保険期間満了後のその入院については、保険期間中の入院とみなします。この場合の入院給付金日額は、保険契約の満了した日のそれと同額とします。

●分娩のための入院は、当社が異常分娩と認めた場合に限り、給付金支払の対象となります。

●薬物依存(モルヒネ、コカイン中毒等)、人間ドック、美容整形等、治療を目的としない入院は給付金支払の対象なりません。

<入院給付金>

●入院給付金の支払限度日数は、1回の入院につき124日分、通算700日分です。

●入院給付金の支払事由に該当する入院は、同一の不慮の事故による傷害または疾病による保険期間中の入院日数が継続して2日以上となった入院であることを要します。

申込方法

Web申込システムにてお手続きください。継続する場合は、自動更新となりますので手続きは不要です。

保険会社からのお願い・ご注意

<給付金のご請求について>

●給付金の支払事由が生じたときは、すみやかにご所属の団体(以下「保険契約者」といいます。)にご連絡のうえ、保険契約者を經由して引受会社にご請求ください。

●給付金を請求する権利は、お支払事由が発生してから3年間ご請求が無いと、消滅しますので、ご注意ください。

●ご請求があつた場合で、引受会社が必要と認めるときには医療機関等へ事実の確認に伺う場合があります。

<改姓、ご家族の異動、受取人の変更等について>

●ご加入の本人・配偶者・子どもに被保険者としての資格がなくなった場合にはすみやかに保険契約者を經由して引受会社にご通知ください。

●被保険者の改姓等の場合には、すみやかに保険契約者を經由して引受会社にご通知ください。

(*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

*この制度は生命保険会社と締結した短期入院特約付家族特約付医療保障保険(団体型)契約に基づき運営します。

総合医療サポート(損保分)ご加入にあたって

(医療保険【損害保険】)

「医療保障保険契約内容登録制度」について あなたのご契約内容が登録されます。

当社は、一般社団法人生命保険協会および一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社(以下「各生命保険会社等」といいます。)とともに、医療保障保険(団体型・個人型)契約のお引受けの判断の参考とすることを目的として、「医療保障保険契約内容登録制度」に基づき、当社の医療保障保険(団体型・個人型)契約に関する下記の登録事項を共同して利用しております。

医療保障保険(団体型・個人型)契約のお申込みがあった場合、当社は、一般社団法人生命保険協会に、医療保障保険(団体型・個人型)契約に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、医療保障保険(団体型・個人型)契約をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。

一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について医療保障保険(団体型・個人型)契約のお申込みがあった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、医療保障保険(団体型・個人型)契約のお引受けの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。

なお、登録の期間およびお引受けの判断の参考とさせていただく期間は、契約日から医療保障保険(団体型・個人型)契約の消滅時までとします。

各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を、医療保障保険(団体型・個人型)契約のお引受けの判断の参考とする以外に用いることはありません。

また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公

開いたしません。

当社の医療保障保険(団体型・個人型)契約に関する登録事項については、当社[明治安田生命保険相互会社]が管理責任を負います。契約者または被保険者は、当社の定める手続に従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に遵守した対応がされずに登録事項が取扱われている場合、当社の定める手続に従い、利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続の詳細については、当社コミュニケーションセンター(電話0120-662-332)にお問い合わせください。

【登録事項】

- (1) 被保険者の氏名、生年月日および性別
- (2) 保険契約の種類(医療保障保険(団体型・個人型))
- (3) 治療給付率
- (4) 入院給付金日額
- (5) 保険契約の種類が医療保障保険(団体型)の場合、ご契約者名
- (6) 保険契約の種類が医療保障保険(個人型)の場合、ご契約者の住所(市・区・郡までとします。)
- (7) 契約日

その他、正確な情報の把握のため、契約および申込の状態に関して相互に照会することがあります。

※「医療保障保険契約内容登録制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ(<https://www.seiho.or.jp/>)の「加盟会社」をご参照ください。

保険期間	1年間(2024年3月1日～2025年2月末日)で以後毎年更新します。																		
掛金	毎月の給与から控除します。(初回は2024年2月分給与より)																		
保険金のお支払いについて	<ul style="list-style-type: none"> ●入院保険金・手術保険金・介護保険金・親介護保険金のお支払いは、保険期間中に発生した事故による傷害または発病した疾病を原因とし、かつ保険期間中に保険金のお支払事由に該当したときに限ります。また、保険期間満了後の入院・手術はお支払いの対象となりません。 ●保険期間開始時より前に発病した疾病または発生した事故による傷害の治療を目的とした入院・手術等はお支払いの対象となりません(注)。 ただし、初年度契約の保険期間開始時からその日を含めて1年以上経過してからの疾病による入院・手術等につきましては保険金をお支払いいたします。 (注)したがって、保険期間開始時より前に発病した疾病または発生した事故による傷害について、正しく告知して契約した場合であっても、保険金お支払いの対象外となることがあります。 ●お支払いする保険金の額は、保険金支払事由の原因が発生した時からその日を含めて1年を経過した後に保険金支払事由が新たに生じた場合を除き、次のいずれか低い額とします。 <ul style="list-style-type: none"> ①保険金支払事由の原因が発生した時の保険金の支払条件により算出された保険金の額 ②保険金支払事由が新たに生じた時の保険金の支払条件により算出された保険金の額 ●被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があるときは継続した1回の入院とみなします。 																		
お支払対象となる疾病等の定義	<ul style="list-style-type: none"> ●三大疾病入院保険金および三大疾病手術保険金における三大疾病(がん、急性心筋梗塞、脳卒中)には、次のような事例があります。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="background-color: #cccccc; width: 20%;">悪性新生物・上皮内新生物(がん・上皮内がん)</td> <td style="width: 30%;"> 1. 口唇、口腔および咽頭の悪性新生物 3. 呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物 5. 皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物 7. 乳房の悪性新生物 9. 男性生殖器の悪性新生物 11. 眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物 13. 部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物 15. 独立した(原発性)多部位の悪性新生物 17. 真正赤血球増加症<多血症>、骨髄異形成症候群、慢性骨髄増殖性疾患、本態性(出血性)血小板血症 </td> <td style="width: 30%;"> 2. 消化器の悪性新生物 4. 骨および関節軟骨の悪性新生物 6. 中皮および軟部組織の悪性新生物 8. 女性生殖器の悪性新生物 10. 腎尿路の悪性新生物 12. 甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物 14. リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物 16. 上皮内新生物 18. ランゲルハンス細胞組織球症 </td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td style="background-color: #cccccc;">急性心筋梗塞</td> <td>19. 急性心筋梗塞</td> <td>20. 再発性心筋梗塞</td> <td>21. 急性心筋梗塞の続発合併症</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #cccccc;">脳卒中</td> <td>22. くも膜下出血</td> <td>23. 脳内出血</td> <td>24. 脳梗塞</td> </tr> <tr> <td></td> <td>25. くも膜下出血の続発・後遺症</td> <td>26. 脳内出血の続発・後遺症</td> <td>27. 脳梗塞の続発・後遺症</td> </tr> </table>			悪性新生物・上皮内新生物(がん・上皮内がん)	1. 口唇、口腔および咽頭の悪性新生物 3. 呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物 5. 皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物 7. 乳房の悪性新生物 9. 男性生殖器の悪性新生物 11. 眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物 13. 部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物 15. 独立した(原発性)多部位の悪性新生物 17. 真正赤血球増加症<多血症>、骨髄異形成症候群、慢性骨髄増殖性疾患、本態性(出血性)血小板血症	2. 消化器の悪性新生物 4. 骨および関節軟骨の悪性新生物 6. 中皮および軟部組織の悪性新生物 8. 女性生殖器の悪性新生物 10. 腎尿路の悪性新生物 12. 甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物 14. リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物 16. 上皮内新生物 18. ランゲルハンス細胞組織球症		急性心筋梗塞	19. 急性心筋梗塞	20. 再発性心筋梗塞	21. 急性心筋梗塞の続発合併症	脳卒中	22. くも膜下出血	23. 脳内出血	24. 脳梗塞		25. くも膜下出血の続発・後遺症	26. 脳内出血の続発・後遺症	27. 脳梗塞の続発・後遺症
悪性新生物・上皮内新生物(がん・上皮内がん)	1. 口唇、口腔および咽頭の悪性新生物 3. 呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物 5. 皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物 7. 乳房の悪性新生物 9. 男性生殖器の悪性新生物 11. 眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物 13. 部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物 15. 独立した(原発性)多部位の悪性新生物 17. 真正赤血球増加症<多血症>、骨髄異形成症候群、慢性骨髄増殖性疾患、本態性(出血性)血小板血症	2. 消化器の悪性新生物 4. 骨および関節軟骨の悪性新生物 6. 中皮および軟部組織の悪性新生物 8. 女性生殖器の悪性新生物 10. 腎尿路の悪性新生物 12. 甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物 14. リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物 16. 上皮内新生物 18. ランゲルハンス細胞組織球症																	
急性心筋梗塞	19. 急性心筋梗塞	20. 再発性心筋梗塞	21. 急性心筋梗塞の続発合併症																
脳卒中	22. くも膜下出血	23. 脳内出血	24. 脳梗塞																
	25. くも膜下出血の続発・後遺症	26. 脳内出血の続発・後遺症	27. 脳梗塞の続発・後遺症																
	※対象となる三大疾病を直接の医学的原因とする続発症、合併症、後遺症を含みます。																		

お支払対象となる
疾病等の定義
(続き)

●糖尿病・高血圧入院保険金および糖尿病・高血圧手術保険金における
糖尿病・高血圧性疾患の範囲は次のとおりです。

糖尿病	1. 糖尿病	高血圧性疾患	2. 高血圧性疾患
-----	--------	--------	-----------

●腎臓病・肝臓病入院保険金および腎臓病・肝臓病手術保険金における
腎臓病・肝臓病の範囲は次のとおりです。

腎臓病	1. 糸球体疾患	2. 腎尿細管間質性疾患
	3. 腎不全	4. 尿路結石症
肝臓病	5. 腎および尿管のその他の障害	
	6. ウイルス肝炎	7. 肝疾患

●女性疾病入院保険金および女性疾病手術保険金における女性疾病の範囲は次のとおりです。

悪性新生物	1. 乳房の悪性新生物	2. 女性生殖器の悪性新生物
乳房および 女性生殖器の 疾患	3. 乳房の障害	4. 女性骨盤臓器の炎症性疾患
	5. 女性生殖器の非炎症性障害	6. 女性生殖器の先天奇形
妊娠、分娩 および 産褥の合併症	7. 流産に終わった妊娠	8. 妊娠、分娩および産褥における浮腫、蛋白尿および高血圧性障害
	9. 主として妊娠に関連するその他の母体障害	10. 胎児および羊膜腔に関連する母体ケアならびに予想される分娩の諸問題
	11. 分娩の合併症	12. 分娩(自然頭位分娩、自然分娩、単胎自然分娩は除く)
	13. 主として産褥に関連する合併症	14. その他の産科的病態、他に分類されないもの
乳房または 女性生殖器の 良性新生物、 性状不詳または 不明の新生物	15. 乳房の良性新生物	16. 子宮平滑筋腫
	17. 子宮のその他の良性新生物	18. 卵巣の良性新生物
	19. その他および部位不明の女性生殖器の良性新生物	20. 女性生殖器の性状不詳または不明の新生物
	21. 乳房の性状不詳または不明の新生物	

●女性疾病手術保険金における特定障害の治療を直接の目的とする形成術等は次のとおりです。

はんこん 瘢痕の原因となった傷害または疾病	1. はんこん 瘢痕に対する植皮術	2. はんこん 瘢痕形成術(非観血手術を除く)
足指の後天性変形	3. 足指の後天性変形に対する形成術(非観血手術を除く)	
乳房切除の原因となった傷害または疾病	4. 乳房切除術(生検を除く)	

●介護保険金および親介護保険金における所定の要介護状態は次のとおりです。

- ①公的介護保険要介護2以上の認定がなされた場合
- ②保険期間中に以下の状態となり、その状態が保険期間中に90日を超えて継続した場合

寝たきりにより 介護が必要な状態	終日就床(介護なしでは終日ベッド周辺での生活に限定される状態をいいます。)しており、かつ、次のいずれにも該当する状態をいいます。 イ. 歩行の際に、補助用具(義手、義足、車いす等をいいます。)を用いても、所定の介護を必要とする状態にあるために、常に他人の介護が必要であること ロ. 次のいずれかの行為の際に、補助用具(義手、義足、車いす等をいいます。)を用いても、所定の介護を必要とする状態にあるために、常に他人の介護が必要であること (イ)食事 (ロ)排せつ (ハ)入浴 (ニ)衣類の着脱
認知症により 介護が必要な状態	認知症(正常に発達した知的機能が、脳内に後天的に生じた器質的な病変または損傷により、全般的かつ持続的に低下することをいいます。)であり、かつ、認知症により次のいずれかに該当する状態をいいます。 イ. 次のいずれかの行為の際に、補助用具(義手、義足、車いす等をいいます。)を用いても、所定の介護を必要とする状態にあるために、常に他人の介護が必要であること (イ)歩行 (ロ)食事 (ハ)排せつ (ニ)入浴 (ホ)衣類の着脱 ロ. 次に掲げる通常の日常生活を逸脱したいずれかの問題行動またはそれらと同程度の介護を必要とする問題行動があるために、常に他人の介護が必要であること (イ)徘徊をする、または迷子になる。(ロ)過食、拒食または異食をする。 (ハ)所かまわず排せつをする、または弄便等の不潔行為をする。 (ニ)乱暴行為または破壊行為をする。(ホ)興奮し騒ぎ立てる。(ヘ)火の不始末をする。 (ト)物を盗む、またはむやみに物を集める

保険金をお支払い
できない場合

●入院保険金・手術保険金をお支払いできない主な場合
(三大疾病入院保険金、三大疾病手術保険金を除きます。)

- ①被保険者の故意または重大な過失
 - ②被保険者の犯罪行為
 - ③被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
 - ④被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
 - ⑤被保険者が法令に定める運転資格をもたないで運転をしている間に生じた事故
 - ⑥被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
 - ⑦被保険者の薬物依存(傷害手術保険金を除きます。)
 - ⑧地震、噴火または津波
 - ⑨戦争その他の変乱 など
- ただし、⑧⑨については、その程度によりお支払いする場合があります。

●介護保険金をお支払いできない主な場合

- ①被保険者の故意または重大な過失
- ②被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ③被保険者が法令に定められた運転資格(運転する地における法令によるものをいいます。)を持たないで、または法令に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故
- ④被保険者の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用、アルコール依存、薬物依存または薬物乱用。ただし、治療を目的とした使用による場合を除きます。 など

●親介護保険金をお支払いできない主な場合

- ①被保険者の故意または重大な過失
 - ②被保険者の親の故意または重大な過失
 - ③被保険者の親の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
 - ④被保険者の親が法令に定められた運転資格(運転する地における法令によるものをいいます。)を持たないで、または法令に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故
 - ⑤被保険者の親の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用、アルコール依存、薬物依存または薬物乱用。ただし、治療を目的とした使用による場合を除きます。 など
- ただし、②③④については、親介護保険金を支払わないのはその被保険者の親に生じた要介護状態に限ります。

なお、告知義務違反によりご契約が解除された場合は、入院保険金・手術保険金・介護保険金・親介護保険金のお支払いができないことがあります。また、解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできないことがあります。

<重大事由による解除について>

保険金を取得する目的で保険金支払事由を故意に起こした場合や、保険金の請求について詐欺を行った場合、または暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合など、保険会社との間の信頼関係を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由が生じた場合は、ご契約のその被保険者(保険の対象となる方)に対する部分が解除されたり、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

保険金のご請求

保険金のお支払い事由が発生したときは、保険金のお支払い事由の発生の日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険㈱へお知らせください。正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。

<代理請求制度について>

ご加入者(被保険者)に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、ご加入者の代理人がいなく、次の方のいずれかが、ご加入者の代理人として保険金を請求することができます。

- ①ご加入者と同居または生計を共にする配偶者(法律上

- の配偶者に限ります。)
 - ②上記①の方がいない場合または上記①の方に保険金を請求できない事情がある場合、ご加入者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③上記①および②の方がいない場合または上記①および②の方に保険金を請求できない事情がある場合、上記①以外の配偶者(法律上の配偶者に限ります。)
- または上記②以外の3親等内の親族
※代理人となりうる上記の方に、ご契約内容および代理請求制度についてお伝えください。

継続加入の取扱い	<p>いったん健康時に加入しますと、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも前年度と同じ入院保険金日額以下で継続加入できます。</p> <p>なお、更新の際に、入院保険金日額等の変更の申し出</p>	<p>がない場合は、従前どおりのご加入内容で継続となります。ただし、掛金は毎年の加入状況等により算出し変更となる場合があります。</p>
配当金・解約返れい金	この制度には、配当金および解約返れい金はありません。	
税法上の取扱い	<p>保険料は、控除限度額以内で介護医療保険料控除の対象となります。ただし、傷害手術保険金・親介護保険金に対する部分の保険料を除きます。</p> <p>入院保険金・手術保険金・介護保険金・親介護保険金は</p>	<p>非課税です。</p> <p>※税務の取扱いについては税制改正により、変更となる場合があります。</p>
申込方法	Web申込システムにてお手続きください。継続する場合は、自動更新となりますので手続きは不要です。	

職場復帰(三大疾病)サポートご加入にあたって

(7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニーズ特約付、代理請求特約[Y]付集団扱無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)【生命保険】)

保険期間	1年間(2024年3月1日～2025年2月末日)で以後毎年更新します。	
掛金	毎月の給与から控除します。(初回は2024年2月分給与より)	
自動更新の取扱い	<p>保険期間の満了の日の2か月前までに更新されない旨のお申し出のない限り、ご契約は被保険者の健康状態にかかわらず自動的に更新されます。ただし、保険期間満了の日の翌日における保険年齢が65歳を超えるときは、自動更新のお取扱いをしません。</p>	<p>※更新後のご契約の保険期間は1年です。</p> <p>※更新後の掛金は、更新時の年齢および保険料率により計算します。</p>
保険金のお支払いについて	<p>死亡保険金は保険期間中に死亡した場合に、高度障害保険金は加入日(*)以後に(業務上業務外を問わず)発生した傷害または疾病により保険期間中に所定の高度障害状態になられたときにお支払いします。</p>	<p>引受会社の職員または引受会社で委託した確認担当者が、保険金・給付金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。</p>
高度障害について	<p>高度障害状態とは身体障害の程度が加入日(*)以後に発生した傷害または疾病によりつぎの1項目に該当する場合をいいます。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>高度障害状態とは</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 両眼の視力を全く永久に失ったとき 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったとき 3. 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するとき 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったとき </div> <p>※「常に介護を要するとき」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。</p>	
お支払いできない場合について(解除・免責等)	<p>次のような場合には、保険金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき ●契約者、被保険者または受取人が保険金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合 ●保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき ●契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき(告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。また、2年経過後にも取り消しとなる場合があります。) 	<ul style="list-style-type: none"> ●契約者もしくは被保険者に保険金の不法取得目的があって、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき <p>1.死亡保険金について</p> <ol style="list-style-type: none"> ①加入日(*)からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺によるとき(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときなどは、死亡保険金をお支払いする場合があります。) ②契約者の故意によるとき ③死亡保険金受取人の故意によるとき ④戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。) <p>2.高度障害保険金について</p> <ol style="list-style-type: none"> ①被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき ②契約者の故意または重大な過失によるとき ③被保険者の故意または重大な過失によるとき ④戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)

(*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

リビング・ニース
特約について

- 【保険金のお支払事由について】
- ご請求の際に被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき。ただし、保険期間(更新される場合は更新後の保険期間を含みます。)満了前1年間は、リビング・ニース特約による保険金の請求はできません。
※保険期間が1年のご契約の場合は満了前1年間であってもご請求できます。
 - 死亡保険金の全部をお支払いした場合には、ご契約は請求日に消滅します。
 - 余命6か月以内とは、ご請求の際に日本で一般的に認められた医療による治療を行っても余命が6か月以内であることを意味します。
 - 余命の判断は、医師の診断に基づき、ご請求時における被保険者の状態について行います。なお、次の場合などは「被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき」に該当しません。
(1)被保険者の余命が6か月以内と医師により診断された後、身体の状態が回復した等の理由によって、ご請求時においては余命が6か月以内ではなくなったと判断される場合
(2)被保険者の余命が6か月以内と医師により診断された後、ご請求の前に被保険者が死亡された場合
- 【ご請求について】
- ご請求額はこの特約が付加されているご契約の死亡保険金額の範囲内、かつ被保険者お1人について通算して3,000万円以内です。
複数のご契約にリビング・ニース特約を付加されている場合、同一被保険者についてご請求いただいた指定保険金額が通算して3,000万円をこえたときは、そのこえる部分については、特約による保険金のお支払いはできません。
 - 「死亡保険金額」は、リビング・ニース特約による保険金のご請求日における「無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)」の死亡保険金額です。

- この特約による保険金をご請求いただけるのは被保険者です。ただし、被保険者をご請求いただけない特別な事情があるときは、被保険者があらかじめ指定した「指定代理請求者」が被保険者の代理人としてこの特約による保険金をご請求いただけます。
 - ご請求に際しては、担当医師の診断書等が必要となります。また、事実の確認のため、当社指定の医師による診断を求める場合や担当医師に確認を求める場合があります。
- 【お支払金額について】
- 被保険者からご請求いただいた指定保険金額から、6か月間の指定保険金額に対する利息と6か月分の指定保険金額に対する保険料の現価を差し引いた金額をお支払します。(ただし、ご請求日から6か月以内にこの保険の更新日がある場合は、更新後の期間相当分について、請求時の保険料率に基づいて計算した、更新時の年齢の保険料の現価を差し引きます。)
- 【リビング・ニース特約による保険金をお支払いできない場合について】
- つぎのいずれかにより、リビング・ニース特約による保険金のお支払事由が生じた場合、この特約による保険金のお支払いはできません。
(1)被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき
(2)ご契約者・被保険者または指定代理請求者の故意によるとき
(3)戦争その他の変乱によるとき
 - この特約の付加されているご契約が、告知義務違反によって解除となった場合は、この特約による保険金をお支払いできません。また、すでにこの特約による保険金を支払っていたときは、この特約による保険金の返還を請求します。

代理請求特約[Y]
について

- 代理請求特約[Y]の付加により、被保険者が受取人となる保険金について、被保険者本人が請求できない特別な事情(注)がある場合に、被保険者があらかじめ指定した次の方(指定代理請求者)が、その事情を示す書類その他所定の書類を提出して、被保険者に代わって保険金を請求することができます。
- (注)「特別な事情」とは、たとえば、被保険者本人が、事故や病気などで寝たきりの状態になり、保険金のご請求を行なう意思表示が困難な場合を指します。
- 指定代理請求者は、保険金のご請求時において、次の1～5のうちのいずれかの方となります。
1. 被保険者の戸籍上の配偶者
 2. 被保険者の直系血族
 3. 被保険者の兄弟姉妹
 4. 被保険者の3親等内の親族
 5. 次のいずれかの方。ただし、その事実が確認でき、かつ、受取人のために保険金を請求する適切な関係があると当社が認めた方に限ります。
ア. 上記1～4以外の方(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方など)で、被保険者と同居している方
イ. 被保険者から委任を受ける等により、被保険者の財産の管理を行なっている方(法人および法人の代表者を除く)
- *保険金のご請求時に指定代理請求者が未成年者・成年被後見人・破産者で復権を得ない者の場合は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。また、指定代理請求者の親権者・後見人からの代理請求もできません。

- *保険金の支払事由を故意に生じさせた者、または故意に被保険者が保険金をご請求できない特別な事情を招いた者は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。
死亡保険金受取人が法人である場合、代理請求特約[Y]を付加することはできません。
お支払いした保険金は、指定代理請求者ではなく、被保険者本人に帰属します。
保険金を指定代理請求者にお支払いした場合には、その後重複して保険金をご請求いただいてもお支払いできません。
- ご契約内容について指定代理請求者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はご契約者または被保険者にお問い合わせがあったことをお知らせせずに、指定代理請求者の権限の範囲で、回答することがあります。
- 指定代理請求者に保険金をお支払いした後、ご契約者または被保険者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はその保険金のお支払い状況について事実に基づき回答いたします。この結果、ご契約者または被保険者にお支払いの事実などを知られることがあります。
- 指定代理請求者の取扱いなど代理請求特約[Y]の詳細は「ご契約のしおり 約款」に記載されています。必ずご確認ください。
- 指定代理請求者となられる方へ、あらかじめ「ご契約の内容」および「そのご契約の指定代理請求者であること」を必ずお知らせください。

税法上の注意

- 掛金の全額または一部は、控除限度額以内で所定の生命保険料控除の対象となります。
- 本人の死亡保険金は法定相続人数×500万円まで非課税です。
※ただし受取人が法定相続人に該当する場合は。
- 本人が受取る配偶者の死亡保険金は、一時所得として課税されます。
※所得税に加え復興特別所得税が課税されます。

- ※また配偶者の保険金の受取人を本人以外に指定した場合贈与税が課税されることがありますのでご注意ください。
- 高度障害保険金は非課税です。
- 特定疾病保険金、7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金は非課税です。
税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となることがあります。

その他

掛金のお払込方法が一般被保険者と異なる場合には、この保険のお取扱いをいたしかねますのでご了承願います。
※この保険には満期保険金はありません。

※この保険には自動振替貸付制度はありません。
※現金貸付・払済保険・延長保険のお取扱いはいたしません。

申込方法

Web申込システムにてお手続きください。
昨年度と同じ保険金額で継続する場合は、自動継続しますので手続きは不要です。
また、申込書の提出がない場合は、昨年度と同じ保険

金額で継続となります。
※ただし掛金は加入状況・年齢区分の変更により変更される場合があります。

保険会社からの
お願い・ご注意

- <保険金のご請求について>
- 保険金の支払事由が生じたときは、すみやかにご所属の団体(以下「保険契約者」といいます。)にご連絡のうえ、保険契約者を經由して引受会社にご請求ください。
 - 保険金を請求する権利は、お支払事由が発生してから3年間ご請求が無いと、消滅しますのでご注意ください。
 - ご請求があった場合で、引受会社が必要と認めるときには医療機関等へ事実の確認に伺う場合があります。
- <改姓、ご家族の異動、受取人の変更等について>
- ご加入の本人・配偶者に被保険者としての資格がなくなった場合にはすみやかに保険契約者を經由して引

- 受会社にご通知ください。
- 被保険者の改姓や、死亡保険金受取人の変更等の場合には、すみやかに保険契約者を經由して引受会社にご通知ください。
 - 被保険者の遺言により死亡保険金受取人を変更することはできません。
 - 死亡保険金受取人の変更は、保険契約者を經由して引受会社へご通知ください(変更内容はその通知が引受会社に到達したとき、保険契約者が通知を発信した日に遡って効力を生じます)。ただし、その通知が引受会社に到達する前に変更前の受取人に保険金をお支払いした場合には、お支払後に変更後の受取人からご請求をうけても保険金をお支払いいたしません。

ご契約の詳細は、「ご契約のしおり 約款」に記載されています。「ご契約のしおり 約款」は、ご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しています。明治安田生命までお問い合わせください。

【「ご契約のしおり 約款」記載事項の例】

- お申込の撤回(クーリング・オフ)について
- 解約と返戻金について
- 健康状態等の告知義務について
- 契約内容の変更等について
- 保険金等をお支払いできない場合について
- 「生命保険契約者保護機構」について

【お取扱できない事項の例】

- 保険期間中の保障額の増額・減額はできません
- 保険期間の変更はできません
- 保険料の払込方法の変更はできません

約款規定については引受保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>)をご覧ください。
なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性がります。

※引受会社の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対して引受会社が承諾したときに有効に成立します。
※この制度は生命保険会社と締結した7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニース特約付、代理請求特約[Y]付集団無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)契約に基づき運営します。

長期療養支援共済ご加入にあたって

(精神障害補償特約付天災補償特約付団体長期障害所得補償保険【損害保険】)

保険期間	1年間(2024年3月1日～2025年2月末日)で以後毎年更新します。	
掛金	毎月の給与から控除します。(初回は2024年2月分給与より)	
保険金のお支払い	保険期間中に被った傷害または発病した疾病を直接の原因として、保険期間中に開始した所定の就業障害	が、免責期間を超えて継続したとき、保険金をお支払いします。
補償対象期間	就業障害が続いた場合、免責期間終了後(121日目)から、満60歳に達した日を限度として保険金が支払われます。ただし、加入日(継続加入の場合は更新日)現在満55歳以上の方は、121日目から3年、所定の精神障害による就業障害の場合は5年が限度となります。(満55歳	以上の方は3年が限度)また、一度就業障害が終了した後、6ヵ月以内に同一の原因により再度就業障害となったとき、後の就業障害は前の就業障害と同一とみなします。
就業障害の定義	就業障害とは、下記の状態をいいます。 1. 身体障害による休職開始時から免責期間終了までは、次のいずれかの事由により、いかなる業務にも全く従事できない場合 (イ) その身体障害の治療のため、入院していること (ロ) (イ)以外の場合で、その身体障害につき医師の治療を受けつつ、在宅療養している場合	(ハ) (イ) (ロ)以外の場合で、その身体障害により、いかなる業務にも全く従事できない程度の後遺障害が残っていること 2. 免責期間終了後からは、身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または、一部従事することができず、かつ、所得喪失率が20%を超える場合
支払保険金の算出	補償対象期間中の就業障害である期間1ヵ月について、「保険金月額」×「所得喪失率」をお支払いします。ただし、保険金月額が、就業障害開始日の属する月の直前12ヵ月の平均月間所得額を超える場合は、「平均月間所 なお、所得喪失率は、 $1 - \frac{\text{免責期間終了後に業務に復帰して得られた各月の所得の額}}{\text{免責期間が開始する直前の、上記期間に対応する各月における所得の額}}$ で算出されます。 初年度加入の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、就業障害の原因となった身体障害を被った時からその日を含めて1年を経過した後に就業障害となったときを除き、次のいずれか低い額を保険金の額とします。 ① 被保険者が身体障害を被った時の保険金のお支払条件により算出された保険金の額 ② 被保険者が就業障害になった時の保険金のお支払条件により算出された保険金の額	得額」×「所得喪失率」のお支払いとなります*。 また、補償対象期間中の就業障害である期間に1ヵ月未満の端日数が生じた場合は、1ヵ月=30日とした日割計算でお支払いします。 *他の保険契約または共済契約から、保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。既に同種の保険商品等をご契約されている場合、補償が重複することがありますのでご注意ください。

免責・解除について

- 次のいずれかに該当する就業障害については保険金をお支払いいたしません。
- 故意または重大な過失により被った身体障害による就業障害
- 自殺行為、犯罪行為または闘争行為により被った身体障害による就業障害
- 麻薬、あへん、大麻または覚せい剤、シンナー等の使用により被った身体障害による就業障害
- 妊娠、出産、早産または流産により被った身体障害による就業障害
- 戦争、暴動(テロ行為を除く)などによって被った身体障害による就業障害
- 頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛等で医学的他覚所見(検査等によって認められる異常所見)のないものによる就業障害
- 自動車もしくは原動機付自転車の無資格運転または法令に定める酒気帯び運転による傷害による就業障害

- 精神病性障害、知的障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業障害(一部お支払いの対象となるものがあります。詳細は下記をご確認ください。)

- 脱退後に開始した就業障害 など
なお、告知義務違反によりご契約が解除された場合は、保険金のお支払いができないことがあります。また、解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできないことがあります。

この制度には精神障害補償特約がセットされているので、以下の精神障害(アルコール依存、薬物依存等一部の精神障害を除きます。)を被保険者が被り、これを原因として生じた就業障害に対して、保険金をお支払いします。ただし、この特約による保険金の支払は、補償対象期間にかかわらず、免責期間の終了日の翌日から起算して54歳までの方は5年、55歳から59歳の方は3年を限度とします。

「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要 I C D - 10(2003年版)準拠」に定められた分類項目中の以下の分類番号に該当する精神障害
F00 ~ F09、F20 ~ F99

例) 統合失調症、統合失調症型障害、妄想性障害、双極性感情障害(躁うつ病)、強迫性障害(強迫神経症)、摂食障害、非器質性睡眠障害、行為障害、チック障害、認知症、知的障害、特異的発達障害、多動性障害など

<重大事由による解除について>

保険金を取得する目的で就業障害を故意に起こした場合や、保険金の請求について詐欺を行った場合、または暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合など、保険会社との間の信頼関係を損な

い、保険契約の存続を困難とする重大な事由が生じた場合は、ご契約のその被保険者(保険の対象となる方)に対する部分が解除されたり、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

保険金のお支払いに関する注意

- 保険金のお支払いは、保険期間中に発生した身体障害を原因とし、かつ保険期間中に就業障害が開始したときに限ります。
- 保険期間開始時より前に被った身体障害による就業障害はお支払いの対象となりません(注)。
ただし、初年度契約の保険期間開始時からその日を含めて1年以上経過してからの就業障害につきましては保険金をお支払いいたします。
(注)したがって、保険期間開始時より前に被った身体障害について、正しく告知して契約した場合で

- あっても、保険金お支払いの対象外となる場合があります。
- 退職される場合は、団体窓口にお申し出のうえ脱退手続きをしてください。脱退後に開始した就業障害は、お支払いの対象となりません。
- 保険金は身体の障害によって、所定の就業障害が継続している期間を対象として算出いたします。休職期間すべてを対象とするお支払いはできないこともあります。
- 保険金受取人は被保険者本人になります。

保険金のご請求

就業障害が開始したときは、就業障害の開始の日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険(株)へお知らせください。正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。

<代理請求制度について>

ご加入者(被保険者)に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、ご加入者の代理人がいないときは、次の方のいずれかが、ご加入者の代理人として保険金を請求することができます。

- ①ご加入者と同居または生計を共にする配偶者(法律上

- の配偶者に限ります。)
- ②上記①の方がいない場合または上記①の方に保険金を請求できない事情がある場合、ご加入者と同居または生計を共にする3親等内の親族

- ③上記①および②の方がいない場合または上記①および②の方に保険金を請求できない事情がある場合、上記①以外の配偶者(法律上の配偶者に限ります。)
- または上記②以外の3親等内の親族

※代理人となりうる上記の方に、ご契約内容および代理請求制度についてお伝えください。

継続加入の 取扱い	いったん健康時に加入しますと、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも前年度と同じ保険金月額(コース)以下で継続加入できます。 なお、更新の際に、保険金月額(コース)等の変更の申し出がない場合は、従前どおりのご加入内容で継続となります。ただし、掛金は毎年の加入状況等により算出し変更となる場合があります。
配当金・ 解約返れい金	この制度には、配当金および解約返れい金はありません。
税法上の取扱い	保険料は、控除限度額以内で介護医療保険料控除の対象となります。 所得補償保険金は非課税です。 ※税務の取扱いについては税制改正により、変更となる場合があります。
申込方法	Web申込システムにてお手続きください。継続する場合は、自動更新となりますので手続きは不要です。

《総合医療サポート(損保分)、長期療養支援共済共通》

＜告知の大切さに関するご案内＞

告知の大切さについて、ご確認ください。

- 保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い人が他の人と同じ条件でご契約されますと保険料負担の公平性が保たれません。このため、ご加入(増額)時には重要な事項を正しく申し出ていただく義務(告知義務)があります。
- ご加入(増額)の申込みにあたっては、現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等「加入申込書兼告知書」に記載された告知内容について、必ずご確認ください。現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等「加入申込書兼告知書」に記載された告知内容に該当しない場合は、お申込みいただくことはできません。
- 現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等に関する告知内容が事実と相違する場合には、保険期間開始時※からその日を含めて1年以内であれば、ご契約(増額部分)が解除されることがあります。また、保険期間開始時※から1年を経過していても、保険期間開始時※からその日を含めて1年以内に、保険金の支払事由が生じていた場合は、ご契約(増額部分)が解除されることがあります(解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできないことがあります)。

※継続契約の場合は、初年度契約の保険期間開始時をいいます。ただし、継続前契約に比べて保険金額を増額した場合は、増額した継続契約の保険期間開始時をいい、増額部分について同様に取扱いします。

- ご契約(増額部分)が解除された場合には、保険金の支払事由が生じていても、保険金をお支払いすることはできません。ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」に因果関係がなければ、保険金をお支払いします。
- ご加入後、または保険金のご請求の際、告知内容についてご確認ください。場合が異なります。
- 現在ご加入の他のご契約を解約、減額等を行うことを前提に、ご加入(増額)のお申込みをされる場合は、あらたに告知していただきます。
- 新たなご加入(増額)の責任開始期前の発病などは保険金をお受け取りいただけない場合があります。特に親介護特約については、対象となる方の現在の健康状態等について必ずご確認ください。
- 告知内容についてご不明な点がある場合や、告知すべき内容を後日思い出された場合には、取扱代理店または団体保険ご照会窓口(0120-661-320、受付時間:平日(土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く)9:00～17:00)までご連絡ください。

明治安田損害保険株式会社

契約概要・注意喚起情報【生命保険】

家族支援共済（子ども特約付年金払特約付半年払保険料併用特約付新・団体定期保険）
 総合医療サポート（短期入院特約付家族特約付医療保障保険（団体型））

職場復帰（三大疾病）サポート（7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニーズ特約付、代理請求特約[Y]付集団扱無配当特定疾病保障定期保険（Ⅱ型）【生命保険】）

意向確認【ご加入前のご確認】

ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を【契約概要】、ご加入に際して特にご注意いただきたい事項を【注意喚起情報】に記載していますので、ご加入前に必ずお読みください。また、各事項の詳細につきましては本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。ご加入にあたっては、【契約概要】【注意喚起情報】および本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込み（新規加入・増額）ください。

契約概要【ご契約内容】

1 商品の仕組み

企業・団体の従業員・所属員等の方のために、企業・団体を保険契約者として運営する保険商品です。

2 加入資格・保険期間・保障内容・保険料・保険金等のお支払い（支払事由）

本パンフレットの該当ページをご覧ください。

商品名	加入資格	保険期間	保障内容 保険料	支払事由
新・団体定期保険	P3	P25	P7	P25
医療保障保険（団体型）	P3	P27	P15	P27
無配当特定疾病保障定期保険（Ⅱ型）	P5	P34	P19	P20,34

3 配当金

新・団体定期保険、医療保障保険（団体型）は1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

無配当特定疾病保障定期保険（Ⅱ型）は、配当金はありません。

4 脱退による返戻金

新・団体定期保険、医療保障保険（団体型）、無配当特定疾病保障定期保険（Ⅱ型）は、脱退（解約）による返戻金はありません。

5 引受保険会社

明治安田生命保険相互会社
 本社：東京都千代田区丸の内2-1-1

注意喚起情報【特に重要なお知らせ】

（*）保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

1 お申込みの撤回（クーリング・オフ制度）

この保険は、団体を契約者とする保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期（加入日*）前のお申込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口にお問い合わせください。

2 告知に関する重要事項

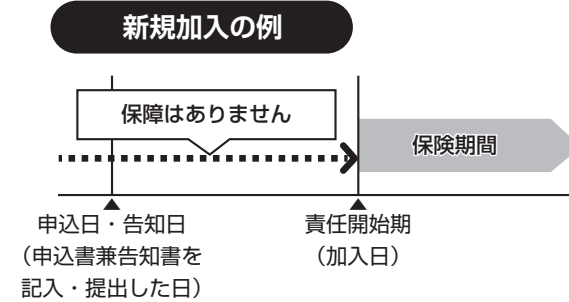
■現在および過去の健康状態などについて、ありのままにお知らせいただくことを告知といいます。申込書兼告知書で当社がおたずねすることについて、事実のありのままを、正確にもれなくご確認いただき、お申込みください。

■企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、申込書兼告知書における告知内容をご確認のうえ、お申込みください。

■正しく告知をいただけない場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除され保険金をお支払いできないこともあります。

3 責任開始期（加入日*）

■ご提出された申込書兼告知書に基づき、引受保険会社にご加入を承諾した場合、本パンフレット記載の保険期間の始期からご契約上の責任を負います。この保障が初めて開始する日を責任開始期（加入日*）といいます。次の図のとおり、責任開始期（加入日*）は申込日・告知日（申込書兼告知書を記入・提出した日）とは異なります。

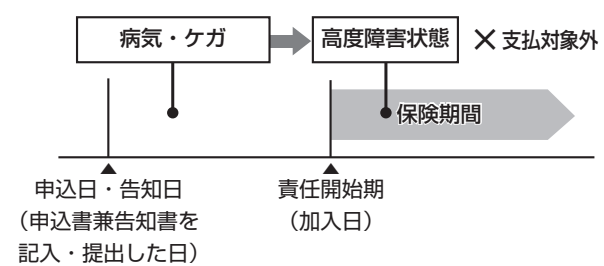


■ご契約者である企業・団体の社員・職員、または保険会社の職員等には保険へのご加入を承諾し、責任を開始させるような代理権がありません。

4 保険金等をお支払いできない主な場合

■責任開始期（加入日*）前に発生した病気やケガを原因とする場合は、告知いただいている内容に関わらず、原則として保険金等をお支払いできません。

高度障害保険金の例



■責任開始期（加入日*）から起算して所定の期間以内に被保険者が自殺した場合、保険金等をお支払いできません。

■無配当特定疾病保障定期保険（Ⅱ型）について、責任開始期（加入日*）前に「悪性新生物（がん）」と診断確定されていた場合や責任開始期（加入日*）からその日を含めて90日以内に「乳房の悪性新生物（がん）」と診断確定された場合、特定疾病保険金等をお支払いできません。

■上記を含め保険金等をお支払いできない場合については、本パンフレットの該当ページをご覧ください。

新・団体定期保険 **P26**、
 医療保障保険（団体型） **P27**、
 無配当特定疾病保障定期保険（Ⅱ型） **P20,34**

5 生命保険契約者保護機構

引受保険会社は、生命保険契約者保護機構（以下「保護機構」といいます。）に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問い合わせください。（ホームページ <https://www.seihohogo.jp/>）

6 ご照会・ご相談窓口

制度内容【保障内容・保険料・配当金・各種手続き】等に関するご照会先

本パンフレット記載の団体窓口

告知【お申込み時の告知】等に関するご照会先

明治安田生命保険相互会社
 団体保険ご照会窓口 0120-661-320
 受付時間 平日（土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く）9：00～17：00

■この制度に係る指定紛争解決機関は（一社）生命保険協会です。（一社）生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。（ホームページ <https://www.seiho.or.jp/>）

■なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

7 保険金などのお支払いに関する手続き等の留意事項

■保険金・給付金などのご請求は、団体（ご契約者）経由で行なっていただきますので、保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、速やかに本パンフレット記載の団体窓口にご連絡ください。

■保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金などのお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。

■無配当特定疾病保障定期保険（Ⅱ型）については、被保険者が受取人となる保険金・給付金などについて、受取人が請求できない特別の事情がある場合、被保険者があらかじめ指定した指定代理請求者が請求することができますので、指定代理請求者に対しては、お支払事由および代理請求できる旨をお伝えください。

契約概要・注意喚起情報【損害保険】

総合医療サポート（医療保険）

長期療養支援共済（精神障害補償特約付天災補償特約付団体長期障害所得補償保険）

意向確認【ご加入前のご確認】

ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を【契約概要】、ご加入に際して特にご注意いただきたい事項を【注意喚起情報】に記載していますので、ご加入前に必ずお読みください。また、各事項の詳細につきましては本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】および本パンフレットの内容とあわせて、補償内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

契約概要【ご契約内容】

1 商品の仕組み

企業・団体の従業員・所属員等の方を被保険者とし、企業・団体を保険契約者として運営する保険商品です。

2 加入資格・保険期間・補償内容・保険料・保険金のお支払い（支払事由）

本パンフレットの該当ページをご覧ください。

商品名	加入資格	保険期間	補償内容 保険料	支払事由
医療保険	P3	P30	P15,16	P30
団体長期障害 所得補償保険	P5	P37	P22,23	P37

※保険料は、毎回の更改時にご加入者数等に基づき、ご契約ごとに算出し変更することがあります。

※主な免責事由については、本パンフレットの【注意喚起情報】④ 保険金をお支払いできない主な場合をご覧ください。

3 満期返れい金・配当金

この保険には、満期返れい金・配当金はありません。

4 脱退による返れい金

この保険には、脱退による返れい金はありません。

5 引受損害保険会社

明治安田損害保険株式会社
本社：東京都千代田区神田司町2-11-1
電話番号：03-3257-3177（営業推進部）

注意喚起情報【特に重要なお知らせ】

1 お申込みの撤回（クーリング・オフ制度）

この保険は、ご加入のお申込みの撤回（クーリング・オフ）の適用がありません。

2 告知義務・通知義務等

(1) お申込時にご注意いただきたいこと（申込書兼告知書記載上の注意事項）

健康状態について

お申込時においては事実を正確に告知する義務（告知義務）があります。その告知した内容が事実と違っている場合には、ご契約のその被保険者（保険の対象となる方）に対する部分を解除し、保険金をお支払いできないことがあります（解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできないことがあります）。特に、健康状態については十分ご注意ください。

(2) お申込後にご注意いただきたいこと

被保険者による保険契約の解除請求について

医療保険では、被保険者となることに同意した事情に著しい変更等があった場合は、被保険者から保険契約の解除請求をすることができますので、企業・団体窓口にご連絡ください。

3 責任開始期

保険責任は、保険期間（保険のご契約期間）の初日の午前0時に始まります。

4 保険金をお支払いできない主な場合

■責任開始期前に発生した病気やケガを原因とする場合は、告知いただいている内容に関わらず、原則として保険金をお支払いできません。

■上記を含め保険金をお支払いできない場合については、本パンフレットの該当ページをご覧ください。

医療保険 **P32**、

団体長期障害所得補償保険 **P38**

5 補償の重複

ご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約・特約（他の保険契約にセットされる特約や、当社以外の保険契約・特約を含みます。）がある場合は、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、対象となる事故について、どちらの保険契約・特約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約・特約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、お申し込みください。

【補償が重複する可能性のある主な保険契約・特約】

今回ご加入いただく 補償項目	補償の重複が生じる 他の保険契約・特約の例
団体長期障害 所得補償保険	所得補償保険 団体長期障害 所得補償保険

6 保険会社破綻時等の取扱い

引受損害保険会社の経営が破綻した場合等において、この保険は契約者保護の仕組みである「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります。

7 事故が起こった場合等のご連絡先

保険金支払事由が生じた場合、または就業障害が開始した場合には、遅滞なく企業・団体窓口または引受損害保険会社にご連絡ください。

8 ご照会・ご相談窓口

制度内容等に関する照会・相談窓口

制度内容等に関するご照会・ご相談は、「パンフレット」記載の企業・団体窓口へお問い合わせください。

引受損害保険会社の苦情・相談窓口

損害保険に関する苦情・相談等は、下記にご連絡ください。
明治安田損害保険株式会社 お客さま相談室
0120-255-400
【フリーダイヤル（無料）】
【受付時間】午前9時～午後5時
（土、日、祝日および年末年始を除きます。）

一般社団法人 日本損害保険協会
そんぽADRセンター
<保険会社の対応に不満がある場合等は下記に連絡（指定紛争解決機関）>

引受損害保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受損害保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申立てを行なうことができます。

一般社団法人日本損害保険協会
そんぽADRセンター
0570-022808 [ナビダイヤル（有料）]
※ナビダイヤルでは各電話会社の通信料割引サービスや料金プランの無料通話は適用されませんのでご注意ください。
【受付時間】午前9時15分～午後5時
（土、日、祝日および年末年始を除きます。）
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/>)

＜家族支援共済、総合医療サポート(生保分)、職場復帰(三大疾病)サポート＞

＜契約者と生命保険会社からのお知らせ＞

当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者(被保険者)の個人情報<氏名、性別、生年月日、健康状態等>(以下、「個人情報」といいます。)を取り扱い、契約者が保険契約を締結する生命保険会社(共同取扱会社を含みます。以下同じ。)へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。生命保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連・付随する業務のため使用(注)し、また、必要に応じて、契約者、他の生命保険会社および再保険会社に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き契約者および生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。

(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

なお、事務幹事会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/>)をご参照ください。ー死亡保険金受取人および指定代理請求者の指定に際しご留意くださいー

指定された死亡保険金受取人、および指定代理請求者の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に扱われますので、お申込みにあたっては、死亡保険金受取人、および指定代理請求者にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

＜長期療養支援共済、総合医療サポート(損保分)＞

＜契約者と引受損害保険会社からのお知らせ＞

この保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者(被保険者)の個人情報<氏名、性別、生年月日、健康状態等>(以下、「個人情報」といいます。)を取り扱い、契約者が保険契約を締結する引受損害保険会社(共同取扱会社を含みます。以下同じ。)へ提出いたします。契約者は、この保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。引受損害保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、関連する会社(※)を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、その他保険に関連・付随する業務のため利用(注)し、また、必要に応じて、契約者、明治安田生命保険相互会社、取扱代理店、他の損害保険会社および再保険会社に上記目的の範囲内で提供します。要配慮個人情報等のセンシティブ情報については、個人情報保護法その他の法令、ガイドラインに規定する場合を除くほか、取得、利用または第三者提供を行いません。

なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き契約者および引受損害保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

記載の引受損害保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受損害保険会社に提供されま

す。
(※)明治安田生命保険相互会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/>)の「子会社・関連会社等一覧」をご覧ください。

(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

なお、明治安田損害保険株式会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ(<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>)をご参照ください。

■保険期間

1年間(2024年3月1日～2025年2月末日)で以後毎年更新します。保険期間中に脱退等で被保険者としての資格を失った場合には、喪失した月の月末までの保障とな

ります。ただし、掛金の払込みが条件となります。また、申込内容に変更のない場合は申込手続きは不要です。

それぞれの制度は、保険会社と締結した下記の各契約に基づき運営します。

生保

家族支援共済 …………… こども特約付年金払特約付半年払保険料併用特約付新・団体定期保険契約
総合医療サポート(生保分) …… 短期入院特約付家族特約付医療保障保険(団体型)契約
職場復帰(三大疾病)サポート …… 7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニース特約付、代理請求特約[Y]付集団扱無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)契約

保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>)を

ご覧ください。
なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

損保

長期療養支援共済 …………… 精神障害補償特約付天災補償特約付団体長期障害所得補償保険契約
総合医療サポート(損保分) …… 医療保険契約

保険契約の約款については引受損害保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>)をご覧ください。

*この医療保険契約には下記の特約がセットされています。
疾病手術特約、傷害手術特約、三大疾病入院特約、三大疾病手術

特約、糖尿病・高血圧入院特約、糖尿病・高血圧手術特約、腎臓病・肝臓病入院特約、腎臓病・肝臓病手術特約、女性疾病入院特約、女性疾病手術特約、介護特約、親介護特約

引受生命保険会社(生保分)・引受損害保険会社(損保分)

(生保) 家族支援共済、総合医療サポート(生保分)、職場復帰(三大疾病)サポート

明治安田生命保険相互会社 広域組織法人部 組織開発法人営業部

〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1 TEL03-6259-0036

家族支援共済、総合医療サポート(生保分)

相互会社においては、ご契約者が「社員」(構成員)として会社の運営に参加する仕組みとなっていますが、この契約におけるご契約者は団体であり、ご加入者は被保険

者であるため、社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

職場復帰(三大疾病)サポート

当社は相互会社であり、ご契約者が「社員」(構成員)として会社の運営に参加する仕組みとなっています。相互会社においては、剰余金の分配のある保険契約のご契約者は社員となりますが、この保険契約は剰余金の分配の

ない契約ですので、この保険のご契約者は社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

【生命保険契約者保護機構】について

引受保険会社は、生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます。)に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契

約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問い合わせください。詳しくは、ホームページアドレス「<https://www.seihohogo.jp/>」をご覧ください。

(損保) 長期療養支援共済・総合医療サポート(損保分)

引受損害保険会社 明治安田損害保険株式会社

取扱代理店 富士フィルムビジネスエキスパート株式会社

保険サービスセンター TEL: 03-6300-6745

明治安田生命保険相互会社 TEL: 03-6259-0036

【保険会社破綻時等の取扱いについて】

引受損害保険会社の経営が破綻した場合等において、この保険は契約者保護の仕組みである「損害保険契約者保護機構」

の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として90%まで補償されます。

(健康づくりサポート) サービス提供会社: 明治安田生命保険相互会社

事務委託会社: 明治安田ライフプランセンター株式会社